

VI 参 考 资 料

1 主要事務日程表

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
7	16	金	前 107	前 95	1 市町村委員会に対する照会 (1) 開票区の設定の申出 (2) 繰上投票の申出 (3) 個人演説会等を開催することのできる施設の指定 (4) 投票区数及びポスター掲示場数	○					
7	20	火	前 103	前 91	1 第4回委員会の開催 (時間：10時30分、場所：委員室) (1) 投票用紙の様式、紙色等(法45②、規則5①、審査法14②、審査令6) (2) 点字投票用紙の様式、紙色等(法45②、規則7) (3) 船員の不在者投票用紙の様式、紙色等(法45②、規則5②) (4) 不在者投票を行う施設の指定 2 候補者等交付物品等発注	○					
8	5	木	前 87	前 75	在外投票用紙の受領(総務省から)	○					
8	6	金	前 86	前 74	在外投票用紙の発送(市町村あて)	○					
8	17	火	前 75	前 63	投票用紙等発注(国民審査も含む。)		○				
8	22	日	前 66	前 54							在外投票用紙(郵便等投票)の発送順次開始(令65の11②、在外規則23)
8	24	月	前 68	前 56	選挙啓発資材作成準備	○					
8	30	火	前 62	前 50	第5回委員会の開催 (時間：10時30分、場所：委員室) (1) 不在者投票を行う施設の指定	○					
9	6	月	前 55	前 43	審査予定裁判官の通知受領(審査法4の2①)	○					
9	27	月	前 34	前 22	第6回委員会の開催 (時間：10時30分、場所：委員室) (1) 選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (2) 選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (3) 審査分会長及び同職務代理者の選任(審査法27②、審査令16準用公選令80) (4) 選挙会の場所及び日時(法77、78) (5) 選挙分会の場所及び日時(法77、78) (6) 審査分会の場所及び日時(審査法27①、34準用公選法77、78) (7) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を行う場所 (8) 選挙人名簿の選挙時登録の基準日(法22③)	○					

月	日	曜 日	選挙 期日 前後	公示 日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
					(9) 小選挙区選出議員選挙のポスター 掲示場の掲示面の区画数 (10) 小選挙区選出議員選挙のポスター 掲示場数の減少の協議(法144の2②) (11) 候補者届出政党の政見放送の日時 の決定のくじの執行場所及び日時(放 送実施規程14①) (12) 投票記載所の政党名等の掲示の順 序決定のくじの執行場所及び日時(比 例代表)(法175③) (13) 不在者投票を行う施設の指定						
9	28	火	前 33	前 21	市町村委員会に対する委員会決定 事項の通知	○					
10	1	金	前 30	前 18	選挙啓発事業実施要領作成	○					
10	4	月	前 27	前 15	◎岸田内閣総理大臣が衆議院を解散 することの意思表示						
10	5	火	前 26	前 14	点字作成物送付先の照会			○			
10	6	水	前 25	前 13	放送局との政見放送に関する打合 せ(時間:10時30分、場所:委員 室)	○			○		
10	7	木	前 24	前 12	立候補届出受付体制作成	○					
10	8	金	前 23	前 11	1 候補者届出予定政党等及び立候補 予定者に対する説明会(時間:13時30 分、場所:アップルパレス青森)	○					
10	11	月	前 20	前 8	1 立候補届出書類事前審査開始 2 報道機関との投開票速報に関する 打合せ(時間:10時、場所:議会棟1 階A会議室)	○	○				
10	12	火	前 19	前 7	1 投票用紙等の搬送 2 市町村選管委員会事務担当者打合 せ会議(時間:15時30分、オンライン 開催)	○	○			投票用紙等の受領 市町村選管委員会事務担当者 打合せ会議(時間:15時30分、 オンライン開催)	
10	13	水	前 18	前 6						1 委員会の開催(仮) (1) 投票管理者及び期日前投票管 理者並びに同職務代理者の選任 (法37②、③、法48の2読替法37 ②、令24①、③) (2) 開票管理者及び同職務代理者 の選任(法61②、③、令67①、 ⑤) (3) 投票立会人及び期日前投票所 の投票立会人の選任(法38①、 法48の2読替法38①) (4) 投票所、期日前投票所及び在 外選挙人が期日前投票を行う期 日前投票所の指定(法39、法48 の2③準用法39、法49の2②読替 法48の2①) (5) 開票の場所及び日時の指定 (法63)	
										(6) 開票立会人決定のくじの執行 場所及び日時の決定(法62②)	

月	日	曜 日	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 政 務 G・ G	財 政 G	理 財 G		税 政 G
											(7) 不在者投票を管理する場所の決定 (8) ポスター掲示場の設置場所の決定(法144の2③) (9) 投票記載所の氏名等掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時決定(小選挙区)(法175③) (10) 期日前投票及び不在者投票の代理投票補助者の選任 (11) 投票・開票事務従事者の任命 (12) 不在者投票用紙等の公示前の発送日の決定(令53①、令59の4④、令59の5の4⑦) (13) 投票所入場券の交付決定 (14) 国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所の決定(審査令19)
10	14	木	前 17	前 5	◎衆議院解散 審査予定裁判官の通知(審査法4の2①)	○					
10	15	金	前 16	前 4	1 立候補届出書類事前審査期限 2 告示事項 選挙人名簿の選挙時登録の基準日(令14②) 3 候補者等交付物品等の確認(時間:13時30分、場所:委員室)	○					1 不在者投票事務処理簿の作成(令61) 2 在外投票事務処理簿作成(令65の19)
10	18	月	前 13	前 1	1 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数の市町村委員会からのメール報告受信、集計及び発表 2 選挙立会人決定のくじの執行場所及び日時決定期限(法76準用法62⑥)(小選挙区及び比例代表) 3 立候補届出受付リハーサル(15時～16時、各立候補届出受付場所)	○					1 選挙人名簿登録基準日 2 選挙人名簿登録日 3 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数の県委員会へのメール報告(令22① 10時まで) 4 ポスター掲示場設置完了 5 地方自治法第74条第5項等の数の告示
10	19	火	前 12	0	◎選挙期日の公示日 1 告示すべき事項 (1) 選挙長及び同職務代理者の住所、氏名(令81) (2) 選挙分会長及び同職務代理者の住所、氏名(令81) (3) 審査分会長及び同職務代理者の住所、氏名(令81) (4) ポスター掲示場の掲示面の区画数	○					◎選挙期日の公示日 1 告示すべき事項 (1) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の住所、氏名等(令25、令49の7誌替令25) (2) 開票管理者及び同職務代理者の住所、氏名(令68) (3) 不在者投票を管理する場所 (4) 投票所及び期日前投票所(法41①、法48の2③準用法41①)
					(5) 政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時						(5) 開票の場所及び日時(法64)

月	日	曜 日	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 政 務 G・ G	財 政 G	理 財 G		税 政 G
					(6) 選挙公報掲載の順序を定めるくじの執行場所及び日時						(6) 投票所閉鎖時刻の変更(法40②)
					(7) 投票記載所政党名等の掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時(比例代表)						(7) ポスター掲示場設置場所(法144の2④)
					(8) 選挙会の場所及び日時(法78)						(8) 開票立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法62⑥)
					(9) 選挙分会の場所及び日時(法78)						(9) 投票記載所の氏名等の掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時(小選挙区)
					(10) 審査分会の場所及び日時(法78)						(10) 国民審査裁判官の氏名等を掲示する場所
					(11) 選挙運動費用支出制限額(法196)						
					(12) 選挙長、選挙分会長及び審査分会の事務取扱場所						
					(13) 選挙立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法76準用法62⑥)(小選挙区及び比例代表)						
					(14) 地方自治法第74条第5項等の数						
					2 処理すべき事項						2 処理すべき事項
					(1) 立候補届出受付(法86)及び交付物品・証明書類等交付	○	○				(1) 選挙人名簿の閲覧(異議の申出期間)
					(2) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②)	○	○				(2) 在外選挙人名簿の閲覧(異議の申出期間)
					(3) 出納責任者の選任届出受付開始(法180③)	○	○				(3) 期日前投票所の投票立会人選任及び通知(法48の2②)読替法38①)
					(4) 報酬の支給を受けることができる選挙運動従事者等の届出受付開始(法197の2⑤)	○					(4) 開票立会人届出受理(小選挙区及び比例代表)(法62①)
					(5) 選挙立会人選任届出受付開始(小選挙区及び比例代表)(法76準用法62①)	○					(5) 公営施設使用の個人演説会、政党演説会及び政党等演説会開催申出書受付開始(法163)
					(6) 選挙公営届出受付開始	○	○				(6) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②)
					① 選挙運動用自動車の使用(令109の4①)						(7) 投票所入場券交付開始(令31)
					② 選挙運動用自動車の運転手の雇用(令109の4①)						(8) 投票記載所等の氏名等掲示の順序決定のくじの執行(小選挙区)(法175③)
					③ 選挙運動用自動車の燃料の供給(令109の4①)						
					④ 選挙運動用通常業書の作成(令109の7①)						
					⑤ 選挙運動用ビラの作成(令109の8)						
					⑥ 選挙事務所の立札及び看板の作成(令110の2①)						
					⑦ 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成(令110の3)						
					⑧ 選挙運動用ポスターの作成(令110の4①)						
					⑨ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成(令125の3)						

月	日	曜 日	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 政 務 G・ G	財 政 G	理 財 G		税 政 G
					<p>⑩ 政見放送のための録音又は録画の公営(令111の5)</p> <p>(7) 選挙公報掲載文申請受付及び申請期限(小選挙区)(法168①)</p> <p>(8) 選挙公報掲載文の掲載順序を決定するくじの執行(小選挙区)(法169⑤)(17時10分、県選管事務局)</p> <p>(9) 候補者届出政党の政見放送申込期限(放送規程5④)</p> <p>(10) 政見放送の日時を決定するくじの執行(放送規程13、14)(17時30分、県選管事務局)</p> <p>(11) 経歴放送に係る経歴書の提出期限(候補者)(放送規程6①)</p> <p>(12) 立候補者の氏名、住所等の市町村委員会への電子メール送付 ○</p> <p>(13) 名簿届出政党等の名称等の通知受理(令92⑤) ○</p> <p>(14) 名簿届出政党等の名称等の市町村委員会への電子メール送付 ○</p> <p>(15) 投票記載所の政党等の名称等の掲示順序の決定のくじ執行(比例代表)(法175③)(19時、県選管事務局) ○</p> <p>(16) 名簿届出政党等の名称等の掲示順序の市町村委員会への電子メール送付 ○</p> <p>(17) 選挙公報掲載文の掲載順序を決定するくじの執行(比例代表)(法169⑤)(19時、県選管事務局) ○</p> <p>◎ 審査投票期日及び裁判官氏名の告示</p> <p>1 告示すべき事項 ○</p> <p>(1) 審査分会長及び同職務代理者の住所、氏名(審査令16準用公選令81)</p> <p>(2) 審査分会の場所及び日時(審査法34準用公選法78)</p> <p>(3) 審査分会長の事務取扱場所</p> <p>2 審査に付される裁判官の氏名等の通知受理(審査法5の2①) ○</p> <p>3 裁判官氏名等掲示の掲載順序の通知 ○</p>						
10	20	水	前 11	後 1	<p>1 告示すべき事項 候補者の届出の告示(小選挙区)(法86⑬) ○</p> <p>2 投開票速報オンラインリハーサル(1回目) ○</p> <p>3 立候補者の被選挙権の有無の照会 ○</p> <p>4 立候補者の氏名、住所等の市町村委員会、指定病院等への通知(令92①) ○</p>						<p>1 期日前投票及び不在者投票開始(法48の2①、法49、令53、審査法26、令13)</p> <p>2 投開票速報オンラインリハーサル(1回目)</p> <p>3 裁判官氏名等の掲示開始(審査令19①)</p> <p>4 候補者の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92②)</p>
					<p>5 名簿届出政党等の名称等の選挙分会長及び市町村委員会への通知(令92⑥) ○</p>						<p>5 名簿届出政党の名称等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92⑦準用同条②)</p>

月	日	曜	選挙期日前後	公示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事務内容	担 当 区 分					
						選挙 G	行総 政務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
					6 名簿届出政党等の名称等の掲示順序の市町村委員会への通知	○					6 裁判官の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知(審査法5の2④)
					7 裁判官の氏名等の審査分会長及び市町村委員会への通知(審査法5の2③)	○					
					8 選挙公報(比例代表)印刷原稿データ受領(中央選挙管理会から)(法169①)	○					
10	21	木	前 10	後 2	選挙公報、審査公報印刷開始	○					公示日申出の公営施設使用の個人演説会等開始(法163)
10	23	土	前 8	後 6	1 選挙公報及び審査公報搬送	○					1 選挙公報及び審査公報受領
10	26	火	前 5	後 7	1 投開票速報オンラインリハーサル(2回目)	○					1 投開票速報オンラインリハーサル(2回目)
					2 投・開票速報受信要領に関する局内打合せ	○	○				2 投票所告示期限(法41①)
10	27	水	前 4	後 8	第7回委員会の開催 (時間:10時30分、場所:委員室) (案件は調整中)	○					郵便等による不在者投票及び在外投票(郵便等投票)の請求期限(令59の4①、令65の11①、審査令14)
10	28	木	前 3	後 9	1 補充立候補届出期限(小選挙区)(法86⑧)	○					1 投票立会人選任及び通知期限(法38①、令27)
					2 選挙立会人届出期限(法76準用法62①)	○					2 開票立会人届出期限(法62①)
					3 選挙立会人決定のくじの執行(法76準用法62②、④)(17時10分、県選挙事務局)	○					3 開票立会人決定のくじの執行(法62②、④)
					4 審査分会立会人の選任及び通知(審査法27④)	○					4 開票立会人の氏名等の通知(令70の2)
					5 投開票速報受信要領に関する局内打合せ	○	○				
					6 投開票速報オンラインリハーサル(3回目)	○					5 投開票速報オンラインリハーサル(3回目)
10	29	金	前 2	後 10	選挙立会人の補充選任及び通知(選挙長、選挙分会長)(法76準用法62⑧)	○					1 各世帯への選挙公報及び審査公報配布期限(法170①、審査令28)
											2 開票立会人の補充選任及び通知(法62⑧)
											3 投票管理者及び事務従事者打合せ会議
10	30	土	前 1	後 11	1 選挙当日の有権者見込数の市町村委員会からのオンライン報告受信	○					1 期日前投票及び不在者投票最終日(法48の2、令53、審査法26、審査令13)
					2 投開票速報受信場所の整備完了	○	○				2 選挙当日の有権者見込数のオンライン報告(10時まで)
					3 報道機関に対する選挙当日有権者見込数の情報提供	○					3 投票所、開票所の設置準備完了
											4 投票記載所の氏名等掲示準備完了
											5 不在者投票及び不在者投票事務処理簿の整理(令61)
											6 在外投票及び在外投票事務処理簿の整理(令65の19)
											7 期日前投票の投票箱等の選挙管理委員会への送致(法48の2②読替法55)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 政 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
10	31	日	後 0	後 12	◎投・開票日 1 中間推定投票率算定のための投票者数のオンライン報告受信 2 投票結果オンライン速報受信 3 開票結果オンライン速報受信 4 総務省に対する投開票結果速報	○	○				◎投・開票日 1 選挙人名簿抄本の投票管理者への送付期限(令28) 2 在外選挙人名簿抄本の指定在外選挙投票区投票管理者への送付期限(令65の13①読替令28①) 3 委員会の開催(選挙人名簿の抹消) 4 選挙人名簿の抹消の告示(法28) 5 中間投票率オンライン報告 6 投票結果オンライン報告 7 開票結果オンライン報告
11	1	月	後 1	後 13	投・開票関係書類検収(電子メール)	○					1 投・開票関係書類提出(電子メール) 2 ポスター掲示場撤去開始
11	2	火	後 2	後 14	◎選挙会、選挙分会、審査分会(場所：委員室) 選挙分会(時間：9時30分) 選挙会第1区(時間：10時) 選挙会第2区(時間：10時30分) 選挙会第3区(時間：11時) 審査分会(時間：11時30分) 1 当選人の報告、告知及び告示(法101①、②) 2 当選証書付与式(13時30分、西棟8階中会議室)	○	○				
11	3	水	後 3	後 15	1 選挙長及び審査長に対する報告(総務省) 2 当選人に関する総務省報告(法101③)	○					
11	15	月	後 15	後 27	選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出期限(法189①)	○					
11	30	火	後 30	後 42	選挙の効力に関する訴訟提起期限(法204)						
12	3	金	後 33	後 45	当選の効力に関する訴訟提起期限(小選挙区)(法208①)						
12	6	月	後 36	後 48	供託物の返還開始(令93②)	○					
					選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表(法192①)	○					

(注) この日程表の記事事項は、その主要なものを掲載しているが、その他必要な事項は、その都度行う。

2 衆議院小選挙区選出議員選挙立候補届出受付体制

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公示日（10月19日）における立候補届出受付体制を次のとおり定める。

1 立候補届出の受付日（公示日）

- (1) 日時：令和3年10月19日（火）午前8時30分から
- (2) 場所：第1区 青森県庁議会棟6階県議会第四委員会室
第2区 八戸市庁本館3階議会第三委員会室
第3区 弘前市役所前川本館3階会議室

2 集合時間等

県選管職員は、午前7時30分、その他の職員は午前8時00分までに立候補届受付場所に集合すること。

また、本体制はおおむね午前9時までとし、それ以降の受付については、県選管が対応するものである。

3 受付方法の概要

- (1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者については、くじにより受付順序を決定し、午前8時30分以降に到着した立候補届出者については、午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付後、到着順序により受付を行うこととする。
- (2) 選挙長による届出受理後、届出番号により、立候補届出者に交付物品等を交付する。

4 役割分担 ※兼務可

- (1) 時刻確認係 1人（県選管）
- (2) 誘導係 2人（県選管）
- (3) 審査係 1人（県選管）
- (4) くじ執行係 1人（県選管）
- (5) くじ補助係 2人（県選管、市選管）
- (6) 物品交付係 候補者数（県選管、市選管）

5 くじを行う場合の立候補届出者の受付

（午前8時30分前に到着した立候補届出者が2名以上の場合）

- (1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者について

ア（時刻確認係）

到着時刻を時計で確認し、別紙1の到着時刻欄に記入する。

イ（時刻確認係）

立候補届出者に立候補者氏名、届出書持参者氏名、政党届出の場合は候補者届出政党名を別紙1に記入してもらう。

（誘導係）

届出書類を審査係とともに確認し、決裁板に挟んで届出者に手渡し、届出

者席へ案内する。

※ 審査が必要な書類（決裁板に挟む書類）は、候補者届出書とその添付書類のみであり、それ以外の届出書類（注）については、選挙長までの呈覧はせずに、審査係がそのまま受領し、保管する。

- ・ **（注）それ以外の届出書類**：選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等

ウ （誘導係）

受付を午前8時30分から開始する旨及び午前8時30分前に到着した立候補届出者が複数の場合は、受付順序を決めるくじを午前8時30分から実施する旨を説明する。

（2）午前8時30分以降に到着した立候補届出者について

ア （時刻確認係）

到着時刻を時計で確認し、別紙2の到着時刻欄に記入する。

イ （時刻確認係）

立候補届出者に立候補者氏名、届出書持参者氏名、政党届出の場合は候補者届出政党名を別紙2に記入してもらう。

ウ （時刻確認係）

受付順序を決めるくじの執行中の場合は、くじに時間を要することから、受付は、くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付を終えた後に実施される旨を伝え、届出書類を審査係と確認し、決裁板に挟んで届出者に手渡し、届出者席で待機してもらう。

（誘導係）

くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付が終わっている場合は、届出書類を決裁板に挟んで届出者に手渡し、そのまま審査係へ誘導する。

（3）午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付順序を決めるくじの執行

ア （くじ執行係）

事前説明（8時25分頃、届出者席で）

それでは、立候補届出の方法についてご説明します。

8時30分になりましたら、8時30分までにおいでになった方の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

くじは1回のみ行います。到着時刻順にくじを引いていただき、このくじの結果が立候補届出の受付順番になります。

なお、くじを引かれた後は、そのくじを係員に渡してください。係員が結果を読み上げた後にお返ししますので、くじを持ったまま係員の誘導に従って、届出書類を提出してください。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたします。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたこととなります。

なお、届出書類に不備があった方については、不備が修正されるまでは受理することができませんので、次の受付順序の方の書類の審査・受理を先に行うこととなりますので、あらかじめ、御了承ください。

届出書類を選挙長に提出しましたら、くじを持ったまま、交付物品の交付場所へ進み、くじを係員に渡し、交付物品を受け取ってください。交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。

イ くじ執行のための記録用紙及びくじの用意（8時30分）

（ア）（時刻確認係）

別紙1をくじ執行係に渡す。

（時刻確認係）

8時30分以降に到着した者がある場合は、時刻を別紙2に記録する。

（イ）（くじ補助係）

くじ該当者の数分のくじを準備し、くじ執行係に確認させる。

ウ くじの執行

（誘導係）

立候補届出者のうち、くじを引く者をくじ執行場所に誘導する。

（くじ執行係）

ただ今から、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第〇区の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

それでは、到着時刻順にくじを引いていただきます。

（別紙1の順序に従い、くじを執行する。）

（くじ執行係）

〇〇さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。

（くじ執行係）

立候補届出者にくじを差し出す。

（くじ補助係）

立候補届出者の引いたくじを受け取り、全員に見せるようにしながら、「〇〇さん何番」と2回読み上げ、くじ執行係が別紙1に記載したのを確認した後に、引いたくじを届出者に返す。

(くじ執行係)

くじの順序の結果を別紙1にそれぞれ記載する。

(くじ執行係)

次に〇〇さん(候補者の氏名)、くじを引いてください。

(以下同じ。)

(4) 受付

(くじ執行係)

それでは、ただ今のくじによる順序に従って、受付をいたします。

(各届出者へ、くじ棒を持たせる)

(誘導係)

審査係に誘導する。

(5) 届出書類の審査

(審査係)

受付の順序に従って、届出書類の審査を行う。

なお、選挙長の審査・押印が終了したことをもって、立候補届出書が受理されたこととなるので、審査係は、選挙長が押印した届出書に届出受理番号と受理時刻を忘れずに記入する。(不備があった場合は、不備があった者の受付を後に行い、次の順序の者の受付を先に行う。)

(6) 交付物品等の交付

(物品交付係)

あらかじめ、すべての物品を袋から取り出し、並べておく。

選挙長の届出受理後、本くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる。

次に、法定費用額、当選証書付与式案内の通知、(該当者にのみ)通称使用認定書を交付する。

具体的には以下のとおり。

くじの確認をします。

立候補届出者からくじを預かり、くじの番号と同じ番号の交付物品であることを確認する。

交付物品一覧表と中に入っている内容物が一致しているか確認してください。

立候補届出者に内容物を確認してもらう。

間違いがなければ受領書に受領者の記名、押印をお願いします。

法定費用額、当選証書付与式案内の通知を渡し、（該当者にのみ）通称使用認定書を交付する。

（7）ビラ証紙の交付

（物品交付係）

ビラ証紙交付簿に所定の事項を記載しビラ証紙を交付する。

なお、ビラ証紙の交付を希望しない旨申出があった場合は、ビラ証紙交付簿に「ビラ証紙の交付希望をしなかったため、交付をしなかった」旨を記録しておくこと。

（8）立候補届出状況を報告

（くじ執行係）

県選挙管理委員会事務局に直ちに電話で立候補届で状況を報告した後、ファクシミリで報告する。（可能であればくじ執行後直ちに報告する。）

6 くじを行わない場合の受付

(午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名以下の場合)

(1) 事前説明

(午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名の場合)

(くじ執行係)

それでは、立候補届出の方法についてご説明します。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたしますので、8時30分になりましたら、届出書類を提出してください。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、交付物品の交付場所へ進み、係員から交付物品を受け取ってください。

なお、交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願い致します。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者の到着時刻の確認等

(時刻確認係)

別紙2に到着時間を記入し、立候補者氏名、届出書持参者氏名、政党届出の場合は候補者届出政党名を記載してもらい、審査が必要な届出書類を決裁板に挟んで届出者に手渡し、審査係へ誘導する。

それ以外の届出書類(注)(P2)については、選挙長までの呈覧はせずに、審査係へ引き継ぎ、審査係が保管する。

(3) 届出書類の審査

(審査係)

到着時刻の順序に従って、届出書類の審査を行い、選挙長に回付する。

なお、選挙長の審査・押印が終了したことをもって、立候補届出書が受理されたこととなるので、審査係は、選挙長が押印した届出書に届出受理番号と受理時刻を忘れずに記入する。(不備があった場合は、不備があった者の受付を後に行い、次の順序の者の受付を先に行う。)

(4) 交付物品等の交付

(物品交付係)

選挙長の届出受理後、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる)。

具体的には以下のとおり。

交付物品一覧表と中に入っている内容物が一致しているか確認してください。

立候補届出者が内容物を確認する。

間違いがなければ受領書に受領者の記名、押印をお願いします。

次に、法定費用額及び当選証書付与式案内の通知、（該当者にのみ）通称使用認定書を交付する。

（５）ビラ証紙の交付

（物品交付係）

ビラ証紙交付簿に所定の事項を記載しビラ証紙を交付する。

なお、ビラ証紙の交付を希望しない旨申出があった場合は、ビラ証紙交付簿に「ビラ証紙の交付希望をしなかったため、交付をしなかった」旨を記録しておくこと。

（６）立候補届出状況の報告

（くじ執行係）

県選挙管理委員会事務局に直ちに電話で立候補届で状況を報告した後、ファクシミリで報告する。

別紙 1

立候補届出者到着時刻及びくじの記録
(8時30分までの到着用)

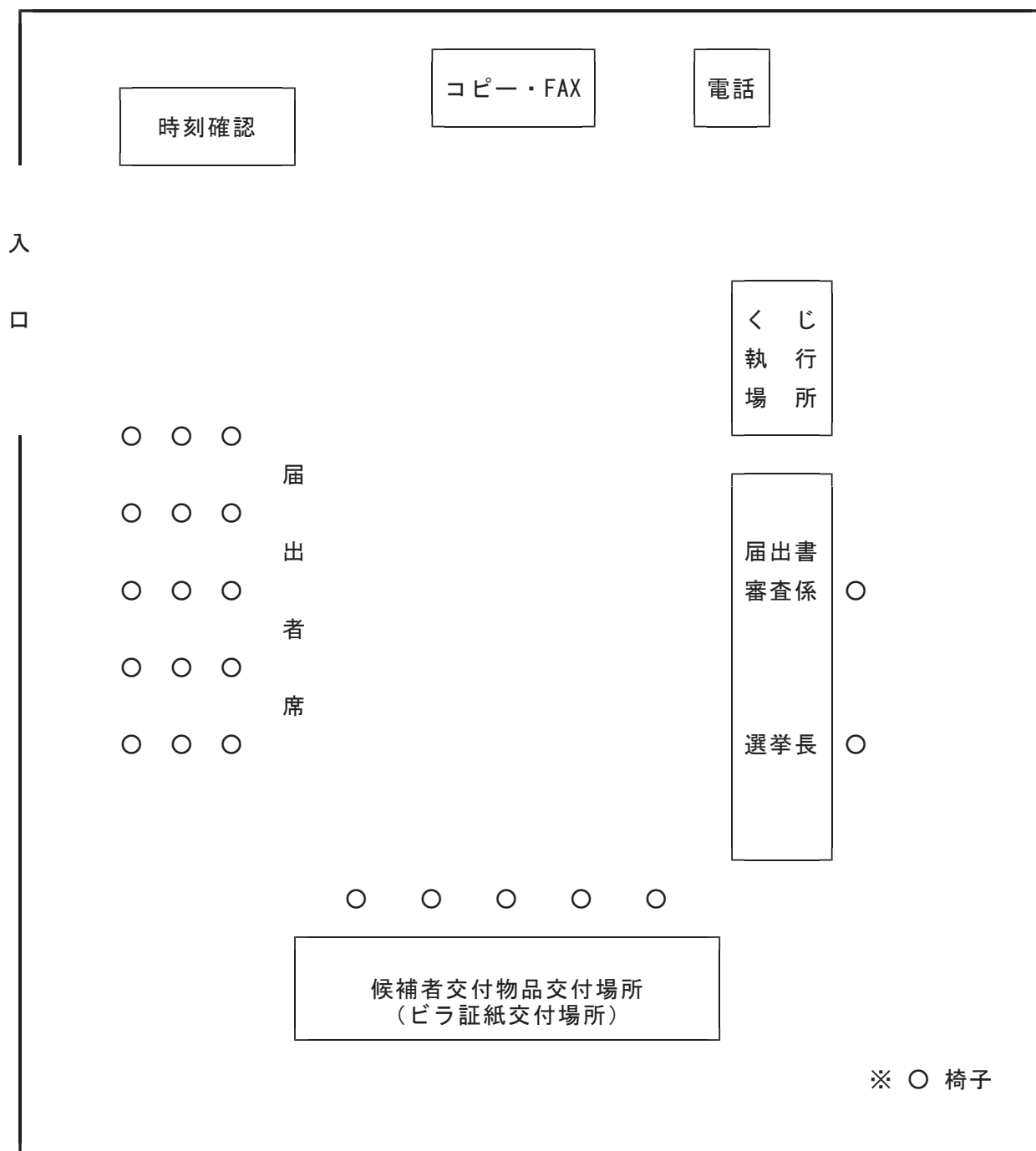
到着 順序	到着時刻	立候補者氏名	届出書持参者氏名	くじ の結果
			(候補者届出政党名)	
1	時 分			
2	時 分			
3	時 分			
4	時 分			
5	時 分			

別紙 2

立候補届出者到着時刻の記録

到着 順序	到着時刻	立候補者氏名	届出書持参者氏名
			----- (候補者届出政党名)
1	時 分		-----
2	時 分		-----
3	時 分		-----
4	時 分		-----
5	時 分		-----

立候補届出受付体制配置図（例）



- ※ 1 会場の大きさ、形状等に合わせて、上記の例を参考に設営を行う。
- 2 届出書類を挟む決裁板を候補者数分準備。
- 3 候補者交付物品の交付場所には、候補者数分のボールペン及び朱肉が必要。
- 4 選挙長及び審査係用の朱肉及び審査係用のボールペンが必要。

3 衆議院議員総選挙投開票速報受信要領

I 投開票速報事務分担等

- 1 事務分担 別紙1「投開票速報体制」のとおり
- 2 事務取扱場所 東棟3階（別紙2「会場配置図」のとおり）
- 3 速報本部配置 市町村課・選挙管理委員会事務局執務室
（別紙3「速報本部配置図」のとおり）
- 4 報道記者室配置 県政記者室（東棟3階）
- 5 指定番号 別紙4「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査投開票速報指定FAX及び指定番号一覧」のとおり

II 投開票速報事務

※ 投票日当日の有権者見込数登録【選挙グループ】

「衆議院議員総選挙 当日有権者見込数」は、下記「1-1 投票状況の中間速報（衆議院議員総選挙中間推定投票率集計表）」において、「推定投票率」を算出するために使用する。そのため、全市町村分のデータを、投票日前日（10月30日（土））に「本部サーバ」に登録しておくこと。

なお、この登録は、10月30日（土）の午前10時までに、全市町村がオンラインシステムを通じて、速報本部に設置する「本部サーバ」へ送信して行われる。

（選挙グループは、10月18日（月）に行った選挙時登録者数と比較し、増減数の大きな市町村の増減理由を確認する）。

1-1 投票状況の中間速報（全市町村、小選挙区についてのみ実施）

(1) 審査係総括

投票状況の中間速報は、全市町村から、次の指定時刻までにオンラインシステムを通じて送信される。送信された中間速報データは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートに記録し、**予備電話係**に対して、指定時刻までに送信していない市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は、全市町村の審査が終了し、データが確定したら、その旨を**全体調整係**に報告すること。

【指定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時20分までに
第2回目	11時00分現在を	11時20分までに
第3回目	14時00分現在を	14時20分までに
第4回目	16時00分現在を	16時20分までに
第5回目	18時00分現在を	18時20分までに
第6回目	19時00分現在を	19時20分までに

(2) 審査係

審査係（A・B・C・D・E）は、「推定中間投票率速報」（取扱説明書（本部用）P23）の画面から随時、受信データのチェックを行うこと。

なお、チェック作業は5名の**審査係**が以下のとおり分担して行う。

◎審査係の担当市町村の分担

- 審査係A：青森市、むつ市、東津軽郡（平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）、
上北郡①（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
- 審査係B：弘前市、黒石市、平川市、西津軽郡（鯨ヶ沢町、深浦町）、
中津軽郡（西目屋村）、南津軽郡（藤崎町、大鰐町、田舎館村）
- 審査係C：八戸市、三戸郡（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）
- 審査係D：五所川原市、つがる市、北津軽郡（板柳町、鶴田町、中泊町）、
下北郡（大間町、東通村、風間浦村、佐井村）
- 審査係E：十和田市、三沢市、上北郡②（七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町）

審査係は、自己の担当市町村が終了したら、**審査係総括**に報告すること。

なお、**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

◎チェックポイント

①他市町村に比べ著しく高い投票率で錯誤のおそれがあるもの、②男女一方だけの入力となっているもの、③前回衆院選における各回の投票数・率と大幅な変動がないか等を確認すること。

※ 投開票速報システム（以下「システム」という。）の「当日の有権者数」は、前日に市町村から報告を受けた「当日の有権者見込数」の数値がそのまま使用される。（市町村側からは「当日の有権者見込数」を修正できないよう設定されている。）

なお、各回の報告における「推定投票者数」が前回時報告のもの以下である場合及び各報告回において2回以上送信されたデータは、一旦「要確認」市町村一覧に自動的に登録され、画面中央上の「要確認」欄に該当市町村数が表示される。

この場合、画面中央上の「要確認」ボタンをクリックして画面を切り替えると要確認市町村が表示される。

異常値が認められる場合又は「要確認」市町村が発生した場合、**審査係**は、**審査係総括**に報告すること。

審査係総括は、**予備電話係**に指示し、当該市町村に対して報告数値の確認を行うとともに、必要であれば再送信を指示すること。

また、確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを以下の方法により確認済として登録するよう**審査係**に指示すること。

◎確認済データの登録方法

- ア 「要確認」市町村一覧から、確認済の市町村を選択し、画面右下の「詳細」ボタンをクリック。
- イ 当該市町村の詳細画面で「登録」ボタンをクリック。
- ウ イにより「要確認」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

◎再送信データの登録方法

- ア 修正・再送信が必要であると判断された場合、要確認詳細画面下の「削除」ボタンにより、要確認データを削除する。（削除前は市町村から再送信できない）
- イ 再送信されたデータを確認後、問題がなければ詳細画面下の「登録」ボタンをクリック。
- ウ イにより「要確認」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

(3) 予備電話係

予備電話係は、審査係総括からの指示を受け、指定時刻までに送信していない市町村に対して送信の督促を行うこと。

予備電話係は、チェックの結果問題があり、審査係総括からの指示があった場合、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票率・速報責任者に連絡の上、送信内容の確認又は再送信の指示を行うこと。

また、送信内容の確認、再送信の指示等を完了した旨を、審査係総括に伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して中間速報の進捗状況を把握すること。各回の作業が完了した場合は、報道担当にその旨を報告すること。

各回の報道発表予定時刻までに進捗確認を行い、発表に遅れが発生することが確実である場合は、その対応を報道担当・速報総括と協議の上決定すること。また、決定された対応に基づき、各担当に指示すること。

報道担当は、全体調整係からの作業完了報告を受けて、速報総括と協議の上、ホームページへの掲載とそのプリントをシステム担当に指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 5部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（2名）に各1部

【報道発表予定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時40分までに
第2回目	11時00分現在を	11時40分までに
第3回目	14時00分現在を	14時40分までに
第4回目	16時00分現在を	16時40分までに
第5回目	18時00分現在を	18時40分までに
第6回目	19時30分現在を	20時10分までに

1-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

(1) 代行係

オンラインが使用できなくなった市町村からの報告は、各市町村選管へ送付した様式（オンラインの「入力画面」の様式）を使用し、「指定FAX番号」（P21）に送信される。

代行係は、受信したFAX報告について、操作マニュアル（本部用）p3を参考に、代行入力を行うこと。入力後、代行係は、該当市町村を担当する審査係に入力が完了した旨伝えること。

代行入力に係る登録作業が終わった後は、通常の手順に従い、審査係が入力された数値に異常値がないかチェックを行うこと。その結果異常値が認められる場合は、通常時の誤りの処理（P2）に準じて対応すること。

代行係は、代行入力を要する全ての団体について入力完了後、その旨を審査係総括に報告すること。また、代行入力の結果、市町村からの報告数値に誤りを発見した場合は、審査係は、審査係総括に報告し、審査係総括は、予備電話係に指示し、当該市町村へ報告数値の確認を行うとともに、必要であれば市町村へ再送信を行うよう指示すること。

1-3 報道発表後の訂正作業

投票状況の中間速報数値を県選管ホームページに掲載した後において、その訂正が必要になったときは、次によりその訂正を行う。ホームページへの掲載前であっても、通常時の誤りの処理（P2）に準じて対応すること。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に報告すること。

この際、**電話は切らずに**市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当**・**速報総括**と協議すること。協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**・**速報総括**にその旨を報告すること。

報道担当は、**システム担当**に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、5部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、5部コピーし、**訂正前後をセットで5部作成したうえで**、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（2名）に各1部

2-1 投票状況の確定速報（小選挙区・比例代表）

投票状況の確定速報は、各市町村から、確定次第、オンラインシステムを通じて送信される。送信された投票確定データについては、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

また、集計された投票確定データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される（中間速報の集計時は、全市町村のデータを確定した後、手動で掲載するが、投票状況の確定速報は、自動かつリアルタイムで掲載される）。

なお、投票状況の確定速報は「小選挙区」及び「比例代表」の2種類が送信されるため、常に両方の区分を切り替えながらチェックを行う必要がある。

(1) 審査係総括

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートに記録し、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は全市町村からの報告を受けた場合には、その旨を**全体調整係**に報告すること。

(2) 審査係総括・審査係

審査係は、「確定投票者数速報」（取扱説明書（本部用）P26）の画面から随時、受信データのチェックを行うこと。

「投票状況の確定速報」のチェック作業は5名の**審査係**がそれぞれの担当市町村について分担して行う（**審査係**の担当市町村の分担はP2と同様とする）。**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援することとする。

受信データが以下の抽出条件に該当する場合には、「確定投票一覧」（取扱説明書（本部用）P26）画面の中央上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

審査係は、ア．受信データが自動的に「要確認」に登録された場合又はイ．市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は**予備電話係**に指示し、当該市町村に対してこの報告数値の確認を行うとともに、必要に応じて再送信を指示すること。

◎抽出条件

次のデータについては、システムが自動的に当該市町村のデータを「要確認」に移行させるように設定している。

ア 「選挙当日の有権者数」欄に問題があるデータ（(ア)「選挙当日の有権者数」が見込数と比べ、10人以上減少した市、(イ)5人以上減少した町村、(ウ)1人以上増加した市町村）

イ 2回以上送信されたデータ

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該団体の送信データを確認済として登録するよう**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

受信データのチェックを行った結果、全市町村が確定したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**へその旨を報告すること。

(3) 予備電話係

予備電話係は、審査係総括からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の速報責任者に連絡の上、ア. 送信の督促、イ. 送信内容の確認又はウ. 再送信の指示を行うこと。確認の結果は審査係総括に報告し、審査係総括はその結果を全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して、投票状況の確定報告の進捗状況を把握すること。また、審査係総括からの受信完了報告があり次第、全体調整係・報道担当は速報総括と協議し、投票状況が確定したことをホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、システム担当にその旨指示すること。

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 5部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（2名）に各1部

2-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法（P3~4）を参照のこと。

2-3 誤りがあった場合の対応

この取扱は、確定投票者数が県選管ホームページに掲載された後（すなわち、機械的なエラーチェックで「要確認」に登録されなかった場合で、審査段階で誤りを発見した場合あるいは市町村側から報告内容の変更連絡を受けた場合）において発生した場合に適用される。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を審査係総括を通じて全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、報道担当・速報総括と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、全体調整係は、審査係総括及び予備電話係を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、報道担当（代行入力が必要な場合は代行係も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、審査係総括は、全体調整係からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、審査係は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係に報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**・**速報総括**に報告すること。

報道担当は、**システム担当**に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、掲載する文例については、10月11日（月）に開催した報道機関との打合せ会議において示している。

ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、5部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、5部コピーし、**訂正前後をセットで5部作成したうえで**、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（2名）に各1部

3-1 得票状況速報（小選挙区・比例代表）

「得票状況速報」については、「開票中間数速報」（以下、「中間速報」という。）及び「開票確定数速報」（以下、「確定速報」という。）を行う。

なお、「中間速報」については、小選挙区は指定時刻において未確定の市及び町村から、比例代表は市のみから、確定するまでの間、データが送信されるものである。

「中間速報」及び「確定速報」において市町村から送信された得票データは、速報本部に設置された「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。集計された得票データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される。

(1) 審査係総括

次のデータは、各市町村から、オンラインシステムを通じて以下のとおり送信される。

なお、小選挙区に係る確定速報のデータが入力された市町村は、それ以後の中間速報を行わない。

- ・市の中間速報… 次の各指定時刻まで
- ・町村の中間速報… 確定が22時30分以降となる町村のみ、各指定時刻まで
- ・確定速報… 確定次第

【指定時刻】

（市）第1回を21:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

（町村）第1回を22:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

「本部サーバ」で受信したデータは、それぞれ次のア及びイとして集計されるので、**審査係総括**は、受信した市町村に係る各指定時刻の「中間速報」及び「確定速報」の状況について、チェックシートを用いて記録すること。

ア「開票中間数速報」（取扱説明書（本部用）P29～）

- ・各回ごとにデータの送信の有無を確認。画面左「入済」欄にチェックが入っていない市及び対象町村については送信を督促すること。
- ・すでに「確定速報」の報告のあった市町村については、画面左「確定」欄にチェックが入るので、ここで「中間速報」と区別すること。

イ「開票確定数速報」（取扱説明書（本部用）P32～）

- ・市町村の確定報告のみ報告される。

審査係総括は、中間速報の状況を「開票中間数速報」の画面によりチェックし、指定時刻10分前になっても報告のない市及び対象町村については、**予備電話係**に指示し、報告の督促を行うこと（システム上は、報告が遅延した場合、前回中間数値が適用される）。

審査係総括は、「開票確定数速報」について、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

受信データのチェックを行い、全市町村からの「中間速報」、「確定速報」の報告を確認したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**にその旨報告すること。

(2) 審査係

審査係（5名）は、「開票中間数速報」及び「開票確定数速報」の画面から随時、担当市町村（P2）からの受信データのチェックを行うこと。

各審査係は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

それぞれの報告の審査の流れは以下のとおりとする。

○中間速報値の確認

審査係は、「開票中間数速報」の各回の画面で、速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・別な指定時刻に係る入力画面に登録していないか。
ex. 指定時刻が 22:00 のデータを 22:30 の入力画面へ入力している。
- ・入力欄を間違えていないか。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「要確認」に移行される。

◎抽出条件

- ア 各回の報告における得票数が前回報告のものを下回る場合
- イ 各報告回において2回以上送信されたデータ

○確定速報値の確認

審査係は、「開票確定数速報」の画面で速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・入力欄を間違えていないか。
ex. 開票中間速報の結果と大きく数値が異なる。

※「中間速報値の確認」と「確定速報値の確認」の作業が重なる場合は、必ず「中間速報値の確認」を優先して行うこと。

○開票調報告確認

審査係は、確定速報値が入力された市町村については、当該市町村からの「開票調」の受信データを「開票調」の画面でチェックをすること。データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、「開票調一覧」（**取扱説明書（本部用）P33**）画面の中央上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「要確認」に移行される。

◎抽出条件

- ア 次に該当する場合
 - ・「不受理」、「持ち帰り」……市部は10票超、町村部は5票超
 - ・「その他」……全市町村1票以上
- イ 2回以上送信されたデータ

○無効投票の内訳

「無効投票の内訳」は、「開票確定数速報」及び「開票調」とは別に市町村から送信されることから、「進捗状況一覧」（**取扱説明書（本部用）P46**）画面により送信があったことを確認する。また、画面に表示される無効投票の内訳を見て異常値がないか確認する。

異常値の確認の際には、別添の「無効投票の内訳明細」を参照し、「**要確認**」「**要訂正**」に該当するか確認する。

これらの報告に関して、市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合は、**審査係**は、**審査係総括**に報告する。

審査係総括は、**予備電話係**に指示し、当該市町村にその報告数値の確認を行うこと。

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを確認済として登録するよう、**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の速報責任者に連絡の上、報告数値の確認をすること。確認の結果は**審査係総括**に報告し、**審査係総括**はその結果を**全体調整係**に報告すること。

この際、**電話は切らずに**市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時**審査係総括**に確認して、「中間速報」、「確定速報」の進捗状況を把握すること。また、**審査係総括**からの受信完了報告があり次第、**全体調整係・報道担当**は**速報総括**と協議し、得票状況が確定したことをホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、**システム担当**にその旨指示すること。

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 5 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（2名）に各1部

3-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法（P3）を参照のこと。

3-3 誤りがあった場合の対応

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に報告すること。

この際、**電話は切らずに**市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当・速報総括**と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**に報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**・**速報総括**に報告すること。

報道担当は、**システム担当**に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、5部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、5部コピーし、訂正前後をセットで5部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（2名）に各1部

令和3年10月31日執行 第25回最高裁判所裁判官国民審査速報受信要領

I 速報事務分担等

- 1 事務分担 別紙1「投開票速報体制」のとおり
- 2 事務取扱場所 東棟3階（別紙2「会場配置図」のとおり）
- 3 速報本部配置 市町村課・選挙管理委員会事務局執務室
（別紙3「速報本部配置図」のとおり）
- 4 報道記者室配置 県政記者室（東棟3階）
- 5 指定番号 別紙4「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査投開票速報指定FAX及び指定番号一覧」のとおり

II 速報事務

最高裁判所裁判官国民審査については、市町村で小選挙区及び比例代表の全ての速報が終了した段階で、「投票状況の確定速報」、「開票確定数速報」、「開票調」を同時に速報することとなる。したがって、速報は1回のみ行う。

報告データは、各市町村からオンラインシステムを通じて送信され、送信されたデータは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

【オンラインが使用できなくなった場合の対応】（代行係）

衆議院議員総選挙の受信方法を参照すること。

(1) 審査係総括

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は、全市町村の審査が終了し、データが確定したら、その旨を**全体調整係**に報告すること。

(2) 審査係

審査係（5名）は、各画面から随時、担当市町村（P2）からの受信データのチェックを行うこと。（「無効投票の内訳」は、「開票確定数速報」、「開票調」とは別に市町村から送信されることから、「進捗状況一覧」画面により送信があったことを確認する。（p9と同様の処理））

審査係は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

受信データが以下の抽出条件に該当する場合には、「進捗状況（要確認 詳細一覧）」（取扱説明書（本部用）P47）画面の国民審査の画面にチェックが入力されるので、これを目安に確認作業を進めること。

審査係は、受信データが自動的に「要確認」に登録された場合には、詳細について国民審査の投票確定・得票確定画面で確認の上、**審査係総括**に報告すること。

審査係総括は**予備電話係**に指示し、当該市町村に対して報告数値の確認を行うとともに、必要に応じて再送信を指示すること。

◎抽出条件

次のデータについては、システムが自動的に当該市町村のデータを「要確認」に移行させるよう設定している。

- ア 「選挙当日の有権者数」が見込数と比べ、10人以上減少した市、5人以上減少した町村あるいは1人以上増加した市町村
- イ 「不受理」、「持ち帰り」 市部は10票超、町村部は5票超
「その他」 全市町村1票以上
- ウ 2回以上送信されたデータ

審査係は市町村からの報告データに誤りのおそれがあるもの（記載無効が多くある場合等）を発見した場合、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は**質疑担当**に報告することともに、当該数値の扱いについては**質疑担当**に一任すること。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の速報責任者に連絡の上、報告数値の確認をすること。確認の結果は**審査係総括**に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 質疑担当

審査係総括から（あるいは質疑担当内部の確認で）審査数内訳に問題があり、確認の結果、訂正を要する場合には、その旨を**全体調整係**に報告すること。

(5) 全体調整係

全体調整係は、随時**審査係総括**に確認して、進捗状況を把握すること。また、**審査係総括**からの受信完了報告を**報道担当**、**速報総括**に報告すること。

質疑担当から、訂正の報告があった場合は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示すること。

(6) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**に報告すること。

(7) 全体調整係・報道担当・システム担当

審査係総括から全市町村の審査確定報告があり次第、**全体調整係**・**報道担当**は**速報総括**と協議し、最高裁判所裁判官国民審査に係る「投票状況確定集計表」・「内訳集計表」・「開票調」をホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、**システム担当**にその旨指示すること。

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 5 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（2名）に各1部

＜報道発表後の訂正作業＞

この取扱は、審査確定結果が県選管ホームページに掲載された後において発生した場合に適用される。ホームページへの掲載前にあつては、通常時の誤りの処理（P2）に準じて対応すること。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があつた場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に報告すること。

この際、**電話は切らず**に市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当・速報総括**と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること。（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること。）

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**に報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当・速報総括**に報告すること。

報道担当は、**システム担当**に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、5部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、5部コピーし、**訂正前後をセットで5部作成したうえで**、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（2名）に各1部

Ⅲ 市町村の速報体制の解除【審査係総括】

各市町村の速報体制の解除は、オンラインを通して行う。

審査係総括は、国民審査が終了した団体（「無効投票及びあん分の内訳」まで）から順に解除指示を送信すること。

解除送信は、最終確定受信後15分以内の実施を目安とすること。

[以 上]

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査
速報体制

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長 畑井 義徳

○総 括 田口局長

○速報総括 渋谷次長

○速報事務局

報 道 担 当	奈良岡GM
全 体 調 整 係	奈良GM
審 査 係 総 括	鈴木総括主幹
審 査 係 A	馬場主幹
B	斉藤主幹
C	楠美主事
D	菅尾主事
E	工藤主事
予 備 電 話 係	石亀主事、飯田主事
代 行 係	野呂主幹、鎌田主事
シ ス テ ム 担 当	佐々木主事

2 質疑担当 柿崎主幹、岡村主幹

〔投開票速報体制〕

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査
速報体制（概要）

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長

○総括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

報道担当	報道機関との連絡調整等
全体調整係	報道担当との連絡調整等
審査係総括	審査進捗状況管理、予備電話係への指示、全体調整係への報告等
審査係 A	青森市、むつ市、東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）の9市町村
B	弘前市、黒石市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡の9市町村
C	八戸市、三戸郡の7市町村
D	五所川原市、つがる市、北津軽郡、下北郡の9市町村
E	十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町）の6市町村
予備電話係	督促・確認・訂正要請等、市町村との連絡確認
代行係	システム障害時の代行入力、障害時以外は会場管理等
システム担当	委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応

※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。
（ただし、公選法等に関する回答については、必ず選挙Gが対応する。）

※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うこと。

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査
速 報 体 制

(システム全面障害時)

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長 畑井 義徳

○総 括 田口局長

○速報総括 渋谷次長

○速報事務局

報 道 担 当	奈良岡GM
全 体 調 整 係	奈良GM
審 査 係 総 括	鈴木総括主幹
審 査 係 A	馬場主幹 (審査係D、E担当分兼務)
B	斉藤主幹 (審査係D、E担当分兼務)
C	楠美主事 (審査係D、E担当分兼務)
予 備 電 話 係	石亀主事、飯田主事
F A X 連 絡 係	菅尾主事、工藤主事
代 行 係	野呂主幹、鎌田主事
シ ス テ ム 担 当	佐々木主事

2 質疑担当 柿崎主幹、岡村主幹

- 市町村からのオンラインシステムによる速報が完全に不可能になった場合、市町村からの速報報告は全てFAXにより送信されることから、審査係(菅尾主事、工藤主事)をFAX連絡係に充てる。
- FAX連絡係は受信FAXを代行係に手交し、代行係において入力を行う。
- 読み合わせ後の受信FAXについては、審査係に回付し、通常的要領で審査、確認作業を行う。
- 審査後、問題がない市町村については、受信FAXを審査総括に回付し、トレイに保管する。
- なお、審査後の受信FAXについては、必要に応じて審査係が6部コピーし、質疑担当、全体調整係、報道担当、速報総括及び総括に配付する。

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

通常時との主な変更点

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査
速報体制（概要）

（システム全面障害時）

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長

○総 括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

報道担当 報道機関との連絡調整等

全体調整係 報道担当との連絡調整等

審査係総括 審査進捗状況管理、予備電話係への指示、全体調整係への報告等

審査係 A 青森市、五所川原市、むつ市、東津軽郡、上北郡の14市町村

B 弘前市、黒石市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、
下北郡の14市町村

C 八戸市、十和田市、三沢市、北津軽郡、三戸郡の12市町村

予備電話係 督促・確認・訂正要請等、市町村との連絡確認

FAX連絡係 受信FAXの整理、代行係への手交

代行係 システム障害時の代行入力

システム担当 委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応

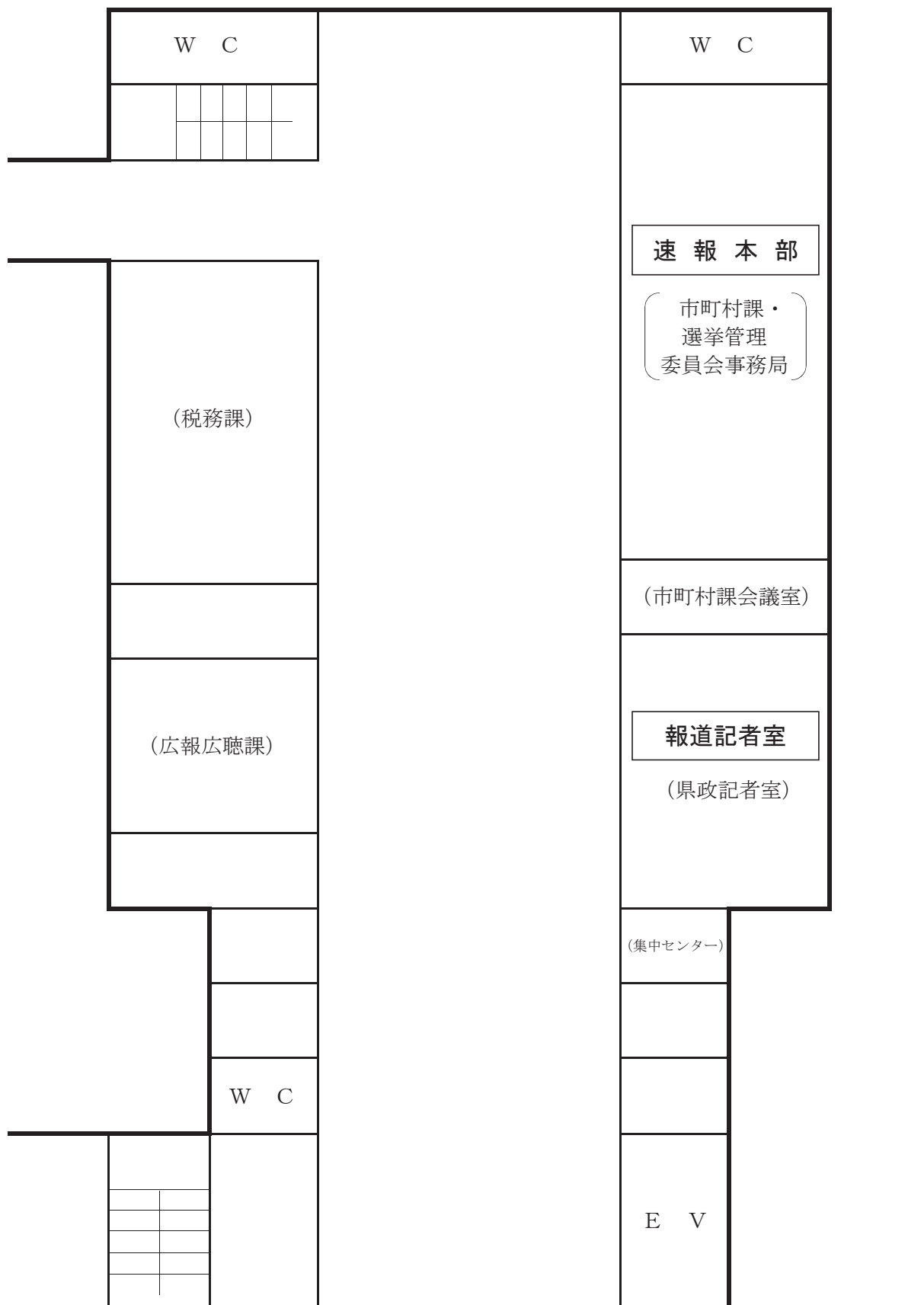
※ FAX受信が連続するため、FAX連絡係を設置する。

※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。
（ただし、公選法等に関する回答については、選挙Gが対応。）

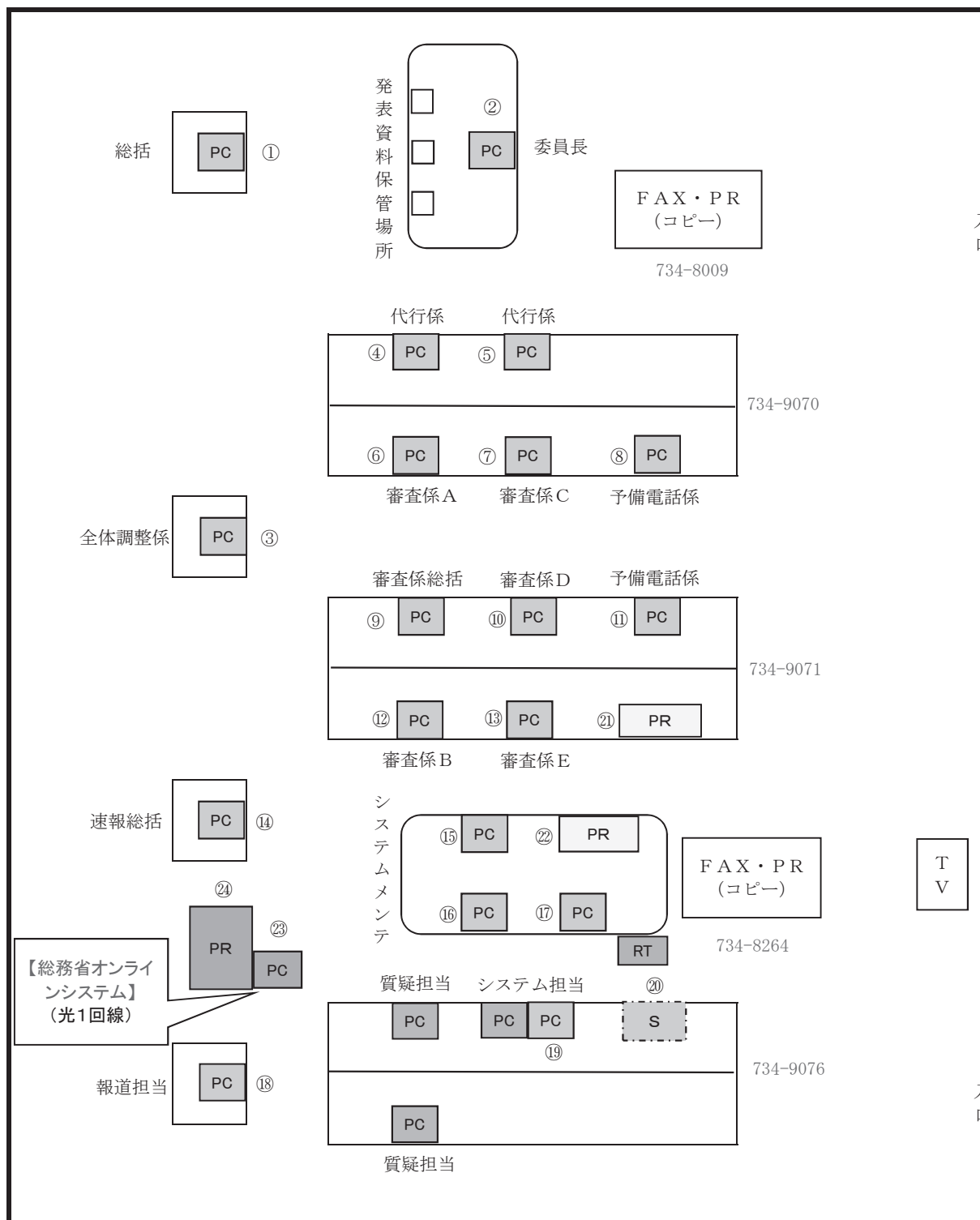
※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うこと

会場配置図（東棟 3 階）

別紙2



速報本部配置図（市町村課・選挙管理委員会事務局執務室内）



- ・上図右下部のシステムメンテ部分にはサーバ用モニターを1台設置する。
- ・ は職員が日常使用するパソコンで対応。
- ・その他のパソコン、各種機器類は業者からのレンタルで対応（委託契約を含む）。
PR…プリンタ RT…ルータ S…サーバ

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査
 投開票速報指定FAX及び指定電話番号一覧

【オンライン障害時に投開票結果等を受信するFAX番号】
 (代行入力用指定FAX番号)

区分	報告内容	選挙当日の 有権者見込数	投票中間	投票確定	中間得票	得票確定
	対象 市町村	全 市 町 村			市及び 対象町村	全市町村
指定FAX番号	017-734-8009、017-734-8264					

【質疑応答用指定電話】

※ 公職選挙法に関する疑義が生じた場合に使用してください。また、報告前に異常な数値を把握した場合の事前連絡及び緊急の場合に使用してください。

017-734-9076

【速報システム関係照会用電話】

※ オンラインシステムに関連する疑義が生じた場合に使用してください。

017-734-9076

【訂正報告用・解除用指定電話】

※ オンラインにより既に報告した内容に誤りがあった場合の事前連絡に使用してください。また、報告すべき事項を全て報告し、相当の時間が経過してもオンラインによる解除指示が届かない場合に使用してください。

017-734-9071

【代行入力用指定電話】

※ オンラインが不通となり、FAXによる報告に切り替えた後に、既に報告した内容に誤りがあった場合に使用してください。

017-734-9070

4 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査 投開票速報に係る報道機関との事務打合せ会議資料

日時：令和3年10月11日（月）

場所：県庁議会棟1階A会議室

1 速報体制

- (1) 速報本部：県庁東棟3階市町村課執務室
- (2) 速報記者室：県庁東棟3階県政記者室

2 選挙当日の有権者見込数

投票日前日の午後2時頃に、次の集計結果のファイル（PDFファイル及びエクセルファイル）を各社へメールで送信します。送信先のメールアドレスは、10月4日付け事務連絡による照会の際に回答いただいたメールアドレスに送信します。

◆ 「衆議院議員選挙 当日有権者見込数」（資料1）

3 投票状況の中間速報

各市町村の投票率を基に県内の投票率を推定し、次の集計結果を報道機関用の「第49回衆議院議員総選挙 投・開票速報」ホームページ（資料2）（以下、「ホームページ」という。）で発表します。

◆ 「衆議院議員選挙 中間推定投票率集計表」（資料3）

（HTML・Excel・CSV形式）

<発表予定時刻>

- ・第1回：10時00分現在を 10時40分までに発表
- ・第2回：11時00分現在を 11時40分までに発表
- ・第3回：14時00分現在を 14時40分までに発表
- ・第4回：16時00分現在を 16時40分までに発表
- ・第5回：18時00分現在を 18時40分までに発表
- ・第6回：19時30分現在を 20時10分までに発表

4 投票状況の確定速報（小選挙区、比例代表）

各市町村の投票報告を受信次第、ホームページにリアルタイムで発表します。

◆ 「衆議院小選挙区選出議員選挙 投票状況確定集計表」（資料4）

◆ 「衆議院比例代表選出議員選挙 投票状況確定集計表」（資料5）

（HTML・Excel・CSV形式）

5 得票状況速報（小選挙区、比例代表）

(1) 各市町村からの「中間報告」及び「確定報告」を受信次第、次の集計結果をホームページにリアルタイムで発表します。

◆ 「衆議院小選挙区選出議員選挙 得票状況集計表」（資料6）

◆ 「衆議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表」（資料7）

（HTML・Excel・CSV形式）

なお、中間報告については下記のとおりです。

- ・ 市： 21時30分現在の状況を第1回目として発表。
以後確定するまで、小選挙区は30分おきに、比例代表は1時間おきに中間発表。
- ・ 町村： 22時30分現在の状況を第1回目として発表。
以後確定するまで、小選挙区のみ30分おきに中間発表。（ただし、第1回目の22時30分までに確定した町村は除きます。）比例代表は確定速報のみ発表。

(2) また、全市町村の得票状況が確定し次第、次の集計結果をホームページに掲載します。

◆ 「衆議院小選挙区選出議員選挙 開票調」（資料8）

◆ 「衆議院比例代表選出議員選挙 開票調」（資料9）

◆ 「衆議院小選挙区選出議員選挙 確定得票総括表」（資料10）

（HTML・Excel・CSV形式）

6 最高裁判所裁判官国民審査

各市町村の審査結果が確定し次第、次の集計結果をホームページに一括して発表します。

◆ 「最高裁判所裁判官国民審査 投票状況確定集計表」（資料11）

◆ 「最高裁判所裁判官国民審査 内訳集計表」（資料12）

◆ 「最高裁判所裁判官国民審査 開票調」（資料13）

（HTML・Excel・CSV形式）

7 発表後の訂正

ホームページのトップページの「お知らせ」ページ及びHTML形式の各種集計表の上の「お知らせ」欄に、訂正内容を次のように掲載してお知らせします。

また、「投票状況確定集計表」及び「得票状況集計表」については、これらの集計表における該当市町村の「訂正」欄に訂正時刻を表示します。

<訂正例 1> 投票状況確定集計表の訂正

発表時間：**：**

市町村名：〇〇市

訂正速報の種類：衆議院小選挙区選出議員選挙 投票状況確定集計表

訂正内容：投票者数

	男		計
	14,373	→ 14,408	29,532 → 29,567

<訂正例 2> 得票状況集計表の訂正

発表時間：**：**

市町村名：〇〇市

訂正速報の種類：衆議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表

訂正内容： 政党等の得票総数 得票総数

甲 党 1,000.000 → 1,100.000 2,000.000 → 2,100.000

8 報道記者室への紙資料の提供

投開票速報は、ホームページを通じて行うこととし、紙資料の提供は行いません。

ただし、事故その他重大な障害により、ホームページへの掲載ができなくなった場合には、事前に各社へ電話等で連絡し、報道記者室（県庁東棟3階県政記者室）の各社のボックスへ配付する形で紙資料を提供します。

また、各社において整備したインターネット機器が事故その他重大な障害により不通となり、ホームページを通じて速報を受信することができなくなった場合には、上記同様に紙資料を提供します。

9 その他

- (1) ホームページのアドレス及びパスワードについては、別途通知します。
- (2) 県選管と市町村選管の間の投開票速報リハーサルの状況は、ホームページにおいて公開する予定です。

※ リハーサル予定日 10月26日（火）及び10月28日（木）
（各リハーサルの詳細については、その都度お知らせします。）

10 参考資料（様式一覧）

- 資料1 衆議院議員選挙 当日有権者見込数 （国内+在外）
- 資料2 第49回衆議院議員総選挙 投・開票速報<報道機関用ホームページのトップページの画像>
- 資料3 衆議院議員総選挙 中間推定投票率集計表
- 資料4 衆議院小選挙区選出議員選挙 投票状況確定集計表
- 資料5 衆議院比例代表選出議員選挙 投票状況確定集計表
- 資料6 衆議院小選挙区選出議員選挙 得票状況集計表
- 資料7 衆議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表
- 資料8 衆議院小選挙区選出議員選挙 開票調
- 資料9 衆議院比例代表選出議員選挙 開票調
- 資料10 衆議院小選挙区選出議員選挙 確定得票総括表
- 資料11 最高裁判所裁判官国民審査 投票状況確定集計表
- 資料12 最高裁判所裁判官国民審査 内訳集計表
- 資料13 最高裁判所裁判官国民審査 開票調

5 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査 投開票速報要領

第1 速報の方法

- 1 投開票速報の報告は、全て投開票速報システムを使用するオンライン（以下「オンライン」という。）により行います。

なお、報告誤りがあった場合は、速やかにオンラインの再送信を行ってください。

再送信を行う際、速報担当者は、差替えを送信する旨を、別途通知する「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査投開票速報指定FAX及び指定電話番号一覧」（以下「指定電話番号一覧」という。）の「訂正報告用指定電話」へ事前に電話連絡してください。

- 2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

オンラインが使用できなくなった場合は、県本部において代行入力を行いますので、オンラインの入力画面を印刷したものを様式として使用し、別途通知する「指定電話番号一覧」の指定FAXあてに送信してください（オンラインの入力画面は、後日配付します）。

なお、報告誤りがあった場合は、訂正箇所を見え消しで訂正の上、様式右上に「差替」と明記して速やかに再送信してください。

また、速報担当者は、差替えを送信する旨を、別途通知する「指定電話番号一覧」の「代行入力用指定電話」へ事前に電話連絡してください。

第2 選挙期日前日の速報

選挙当日の有権者見込数を選挙期日前日の午前10時までに、オンラインにより報告してください。

なお、選挙当日の有権者見込数は、選挙時名簿登録者数から死亡者、公民権停止者等、当日選挙権を有しない者を除いた数を報告してください。

第3 選挙期日当日の速報

- 1 投票状況の中間速報（小選挙区のみ、比例代表は行わない）

(1) 投票状況は、次の指定時刻にオンラインにより報告してください。

◎指定時刻

第1回	10時00分現在を	10時20分までに
第2回	11時00分現在を	11時20分までに

第3回	14時00分現在を	14時20分までに
第4回	16時00分現在を	16時20分までに
第5回	18時00分現在を	18時20分までに
第6回	19時30分現在を	19時50分までに

<注意点>

- ① 報告する「推定投票者数」には、期日前投票者数、不在者投票者数及び在外投票者数は含まないので注意してください。
- ② 「当日有権者見込数」は、前日に報告した数に変更が生じた場合でも、変更せずに報告してください。
 なお、前日報告した数に変更が生じた場合は、投票状況の確定速報の際に正しい人数を報告してください。

(2) 推定投票率の算出方法（一部の投票所を抽出し、算出している場合）

- ア 推定投票率を算出する市町村は、抽出された各投票所の「選挙当日の有権者数」及び「投票者数」をそれぞれ男女別に集計し、男女別の「投票率」（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで）を求めます。
- イ 既に各市町村で掌握している「市町村全体の男女別の選挙当日の有権者数」に、アで算出した投票率を乗じて「当該市町村全体の男女別の推定投票者数」を算出（小数点以下は切り捨て）します。
- ウ イで算出した男女別の推定投票者数を合計して「市町村全体の推定投票者数」を算出します。
- エ ウで算出した「市町村全体の推定投票者数」を「市町村全体の選挙当日の有権者数」で除して、推定投票率を算出します。

2 投票状況の確定速報（小選挙区、比例代表）

確定し次第、オンラインにより報告を行ってください。
 報告誤りが多いことから、十分留意してください。

<注意点>

- ① 各市町村は、集計表の作成、各投票区別・男女別の選挙当日の有権者数の記載など、事前に各投票区の投票結果を集計するための準備をしてください。
- ② 「投票者数」については、「国内投票者数」（当日投票者数、期日前投票者数及び不在者投票者数）及び「在外投票者数」の合計であることから、それぞれの数について二重計上や計上漏れ等のないよう、必ず確認してください。
- ③ 在外選挙人名簿に登録された者が国内において投票を行った場合でも、国内投票者数には含まず、在外投票者数に計上してください。

3 得票状況の中間速報

- (1) 市は、「21時30分現在の状況」を第1回目として、小選挙区は確定するまで30分ごとに、比例代表は確定するまで1時間ごとにオンラインにより報告を行ってください。
- (2) 町村は、「22時30分現在の状況」を第1回目として、小選挙区のみ確定するまで30分ごとにオンライン報告を行ってください。(ただし、第1回目の22時30分までに確定した場合には報告不要)。
- (3) 報告は、各所定時刻の10分前までに送信してください。
例)「21時30分現在の状況」は、21時20分までに送信してください。
- (4) 得票状況の中間速報は100票単位で行ってください。
- (5) 候補者の得票数が「0」であっても、必ず送信してください。
また、前回の報告結果と同じであっても、必ず送信してください。
- (6) 所定の速報時刻の直前に、確定報告ができる状況となった場合には、一旦当該所定時刻に、中間速報を行い、その後、得票状況の確定速報を行ってください。

4 得票状況の確定速報 (小選挙区、比例代表)

確定し次第、オンラインにより報告を行ってください。

このとき、無効投票の内訳も併せて報告を行ってください。

<注意点>

- ① 得票状況の確定速報は、投票者数、投票総数、有効投票数等とよく照合確認した上で行ってください。
なお、投票者数と投票総数が一致しない場合は、一般的に次のようなことが考えられます。
 - a 投票総数が投票者数より少ない場合
 - ・不受理の決定を受けた不在者投票又は仮投票がある場合
 - ・投票者が投票しないで投票用紙を持ち帰った場合
 - b 投票総数が投票者数より多い場合
 - ・選挙人が正規に投票したほか、候補者氏名を記入した紙片等（全く投票と認められないものを除く。）を投入した場合
- ② 各市町村から報告された数値には、県において審査した上で、ホームページに掲載して発表することとしていますが、市町村から以下の数値が報告された場合には、掲載を保留の上、当該市町村に対して確認することとしていますので、該当する市町村は、その後の作業を円滑に進めるためにも、オンラインにより報告を行う前に、別途通知する「指定電話番号一覧」の「質疑応答用指定電話」に電話連絡してください。
 - ・不受理：市部は10票超、町村部は5票超の場合
 - ・持ち帰り：市部は10票超、町村部は5票超の場合
 - ・その他：全団体1票以上の場合
- ③ ②の場合以外でも、各速報において報告された数値に疑義がある場合は、県から連絡

するため、必ず連絡を受けられる体制（直通電話を推奨しますが、直通電話がない場合は、代表電話で対応する者と事前に打ち合わせておくなど、速やかに担当者と連絡がとれる体制）を維持してください。

5 最高裁判所裁判官国民審査

小選挙区及び比例代表のすべての速報が終了した後、「投票状況の確定速報」、「審査内訳」及び「無効票の内訳」を一括してオンラインにより報告してください。

第4 速報体制の解除

県から「オンラインによる解除指示」がある（市町村選管の入力画面の右上の「未解除」の表示が消えて、時刻が表示された状態）まで、担当者は必ず開票場所で待機してください。

なお、最高裁判所裁判官国民審査に係るオンライン報告の後、一定時間経過してもなお、県からのオンラインによる解除指示が届かない場合は、別途通知する「指定電話番号一覧」に記載された「解除用指定電話」により照会してください。

第5 報道機関等に対する発表

開票事務に影響がない範囲内で、県に対する速報を行った後は、各市町村選管がその内容を報道機関等に発表して差し支えありません。

第6 投開票事務についての疑義

投開票事務について疑義がある場合は、別途通知する「指定電話番号一覧」に記載された「質疑応答用指定電話」に照会し、回答を求めてください。

6 第49回衆議院議員総選挙啓発推進事業要領

1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が選挙の意義を自覚するとともに、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。

しかし、本県の投票率は依然として低い水準となっており、令和元年の参議院議員通常選挙においては、50パーセントを下回っている状況にある。

このため、今回の衆議院議員総選挙においては、きれいな選挙の推進をはじめ、投票参加の呼びかけ、特に投票率の低い若年層への啓発強化を重点的に啓発活動を行うものである。

また、コロナ禍においての選挙となることから、選挙人が安全・安心な環境で投票できるよう、感染防止対策に万全を期していることについて周知するものとする。

2 重点事項

(1) きれいな選挙の推進

選挙に対する有権者の認識を一層深め、政党等や候補者の主義・主張を十分に見極めて、自覚ある投票をするように呼びかける。

また、選挙の正しいルールを周知徹底することにより、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるよう、きれいな選挙を推進するものとする。

(2) 投票参加の推進

選挙は、主権者たる県民が政治に参加する最も重要で基本的な手段であり、投票することが主権者たる県民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に不可欠であることを周知徹底し、有権者が貴重な一票を進んで投票するよう呼びかける。

特に投票率の低い傾向にある若年層に対し、若年層への訴求力の高いSNS等を活用した情報発信を更に強化し、重点的に啓発を行う。

(3) コロナウイルス感染防止対策の周知

投票所における感染防止対策の実施を啓発事業の中でも積極的にPRするとともに、投票の分散も感染防止対策として有効なことから、期日前投票制度を周知し、その活用を呼びかける。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び各関係団体との密接な連携の下に、この事業を推進するものとする。

(2) 市町村選挙管理委員会は、各関係行政機関、市町村明るい選挙推進協議会、白ばらの会、婦人団体等の関係団体との密接な連携の下に、地域の特性を活かした事業を推進するものとする。

(3) 明るい選挙推進協議会は、民間団体としての特性を活かし、実効のある実践活動を推進するものとする。

(4) 事業の実施に当たっては、新聞、放送等の報道機関と密接な連携を図り、積極的に情報提供を行い、その協力を得て、有権者の関心を高めるものとする。

4 実施事業

(1) 県が行う事業

- ア テレビCMによる広告
- イ ラジオCMによる広告
- ウ ポスターによる広告（市町村・店舗等に配付）
- エ 啓発資材（メッセージ入り花の種）の作製（各期日前投票所、投票所で配布）
- オ 横断幕による広告
- カ 懸垂幕による広告（市町村に配付）
- キ 新聞による広告
- ク インターネット広告（WEB バナー、動画広告）
- ケ 特設ホームページの開設
- コ 鉄道・バスへの広告
- サ 高校生メッセージリレー（インターネットによる啓発）
- シ ラッピング電気自動車を活用した広告
- ス 大学生サポーターによる啓発
- セ その他

(2) 市町村が行う事業

- ア 懸垂幕による広告（県選管から配付）
- イ ポスターによる広告（県選管から配付）
- ウ 広報車による巡回広報
- エ 有線・無線放送等の設備の活用
- オ 転入・転出者に対する選挙情報の提供
- カ 市町村が発行する広報誌の活用
- キ 街頭啓発
- ク その他

5 事業推進上の留意点

- (1) 有権者を強制して投票させるような行為にわたらないこと。
- (2) 広報車等による巡回広報に際しては、候補者及び政党等の選挙運動等の妨害にならないようにするとともに、学校、病院、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持すること。
- (3) 接触を伴う啓発活動を行う際には、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期して行うこと。

7 第49回衆議院議員総選挙啓発推進事業実績

(単位:千円)

推進事業の種類	媒体	事業内容	事業に要した経費
1 テレビコマーシャル	15秒スポットコマーシャル	テレビコマーシャル放映により、投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。(RAB、ATV、ABAで各20回、10月24日から31日までの8日間放映)	4,692
2 ラジオスポット	15秒スポットコマーシャル	ラジオコマーシャル放送により、投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。(RABラジオ、FM青森で各15回、10月28日から31日までの4日間放送)	319
3 啓発資材	ポスター 懸垂幕 横断幕 花の種 新聞	啓発ポスターを複製し、市町村役場、デパート、スーパー、公共施設等に掲示した。(計2,450枚(B1縦:30枚、B3縦:1,550枚、B3横:870枚)) 懸垂幕を235部複製し、市町村の庁舎等に掲示した。 横断幕を1部複製し、県庁正面入口に掲示した。 メッセージ入り花の種を93,300袋複製し、期日前投票所・投票所で配布した。 東奥日報、デーリー東北、陸奥新報に新聞広告を掲載した。(掲載日:10月28日)	1,273 766 325 1,334
4 新聞広告	新聞	東奥日報、デーリー東北、陸奥新報に新聞広告を掲載した。(掲載日:10月28日)	779
5 SNS等を活用した情報発信	特設ホームページ インターネット動画広告 SNSによる情報発信	特設ホームページに啓発ポスター、動画等を掲載するとともに、選挙期日や期日前投票所等について周知した。 テレビコマーシャル動画をYouTube、Facebook、TikTok、LINEで配信した。(10月19日～31日) 県選管公式Twitter及びFacebookで、選挙期日等を情報発信した。	220 220
6 バス車内広告	ポスター	主要な期日前投票所等付近にあるスマートフォンアプリに、バナー広告を配信した。(ジオターゲティング広告:10月20日～30日) 県内バス会社のバス車内にポスターを掲示した。(10月19日～31日) (青森市営バス、弘南バス、八戸市営バス、南部バス、下北交通、十和田観光電鉄)	110 436
7 鉄道広告	ポスター	JRの県内主要駅、県内主要路線中吊り広告スペースにポスターを掲示した。(10月19日～31日) 県内私鉄中吊り広告スペースにポスターを掲示した。(青い森鉄道、弘南鉄道、津軽鉄道:10月19日～31日) JR青森駅、JR弘前駅において「J-ADビジョン」による広告を行った。(10月19日～31日)	368 38 86
8 高校生メッセージリー	SNS等	県内高校生がメッセージボードを持った画像を時計形式(1分毎に更新)にし、特設ホームページ及びSNS(Facebook、Instagram)に掲載した。(10月20日～31日) また、当該画像を印刷し、県庁舎(10月14日・15日)及び参加校所在市町の期日前投票所(10月20日～30日)で写真展を開催した。	1,342
9 ラッピング電気自動車を活用した広告	ラッピングカー	啓発ポスターデザインで装飾したラッピングカー(デコレンタ)を活用して、期日前投票所等を巡回する街頭宣伝啓発を行った。(2台走行、10月23日～31日)	1,796
10 大学生サポーターによる啓発	ポスター・チラシ 動画	大学生サポーターの企画によるポスター、チラシを複製し、大学、商業施設へ設置した。(ポスター:A2縦60枚×2種類、チラシ:A4両面3,500部)	84
11 視覚障害者へのお知らせ	点字名簿 点字広報	大学生サポーターの企画による啓発動画を複製し、特設ホームページ及びYouTubeに掲載した。 候補者の氏名、所属政党等を記載した点字氏名表を、各投票所へ設置した。 視覚障害者に対して、点字版選挙公報等を郵送した。	275 149
12 その他	選挙公報 庁内放送 店内放送 生	選挙公報の空きスペースを活用し、コロナウイルス感染防止対策等の啓発広告を行った。 庁内放送を利用して選挙期日等を周知した。 デパート、ショッピングセンター等へ依頼し、店内放送により選挙期日等を周知した。 ファミリーマート、ローソン県内全店舗のレジ画面に、広告を1時間当たり5～8回表示した。(都道府県選挙連合会と連携、10月19日～30日)	8,856 92
	県明るい選挙推進協議会長談話 県選挙管理委員会委員長談話 県の広報媒体	公示日前日(10月18日)に県明るい選挙推進協議会長談話を報道機関に発表した。 投票日前日(10月30日)に県選挙管理委員会委員長談話を報道機関に発表した。 広報広聴課の広報媒体(ラジオ)を活用し、選挙期日等を周知した。	
	合計		26,224

(1) ※青森県第1区の区域は、青森市、むつ市、東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）、下北郡です。

誰にでもチャンスが 平等にある社会を求めて

- 昭和32年 出稼ぎと漁師家庭の次男として
青森県北津軽郡中泊町(旧小泊村)に生まれる
現在は青森市に家族とともに在住
(青森市に住んで15年 自宅 新田2丁目)
- 昭和48年 小泊中学校卒業
昭和51年 県立木造高等学校卒業
昭和53年 拓殖大学中退
青森県実業団剣道連盟副会長
県立青森商業高等学校PTA副会長
青森農協正組合員
- 昭和62年 小泊村議会議員初当選(3期)
平成11年 青森県議会議員初当選(2期)
平成26年 衆議院議員初当選(1期)
(平成17年衆議院選挙初挑戦から、
国政5度目の挑戦にて、約10年の
浪人生活を経て比例復活当選)
- 平成29年 第48回衆議院選(新1区)に立候補、
再挑戦へ
- 令和2年 立憲民主党公認青森県第1区総支部長、
県連代表代行



コロナ対策 普通の生活を取り戻すために

- ・自宅検査(無料)によるセルフケアで家庭内感染を抑制
- ・国産のワクチン、治療薬の開発、承認を加速
- ・保健師の増員など、保健所機能を強化
- ・ワクチンパスポート(仮称)で自粛生活から解放

経済・地方 消費がつくる新しい経済成長

- ・消費税5%に減税
- ・大企業・富裕層には応分の負担を求める税制改革
- ・戸別所得補償制度の復活 収入保険制度の見直し
- ・再生可能エネルギーの推進
- ・低コスト高性能の蓄電池・燃料電池の開発
- ・同一労働同一賃金の推進 最低賃金時給1000円以上で全国一律化
- ・地方所在の企業法人税に軽減税率を適用し、東京一極集中の是正

子ども・暮らし 子ども最優先

- ・学校給食費や教材費、修学旅行費を無償化し、義務教育課程の負担をゼロ
- ・児童虐待やいじめを受けた子どもたちの保護と防止対策の強化
- ・出産育児一時金を引き上げ、出産に関する費用を無償化
- ・年金・医療・介護の拡充
- ・ベーシックインカム(新しい社会保障)の議論の推進
- ・雪対策のための自治体への財政支援の強化

すべては、
あおもりのために

青森市に住んで15年
自宅 青森市新田2丁目



立憲民主党公認
ますた世喜男

比例は立憲民主党へ 升田世喜男選挙事務所 青森事務所 〒030-0843 青森市大字浜田玉川187-4 TEL.017-721-3799 FAX.017-775-2377
むつ下北事務所 〒035-0062 むつ市仲町15-19 TEL.0175-31-1124 FAX.0175-31-1088

なにより、いのち。ぶれずにつらぬく

さいとうみお とともに

新しい政権を

「コロナの感染拡大で病床がひっ迫し、自宅で亡くなる人も」「いのちの源の米の価格が暴落し、農家が苦境に」—安倍・菅政権を引き継いだ岸田政権では、くらしは守れません。子ども2人をもつ母として、声をあげ、政権交代をめざします。青森1区は私・さいとうみおに一票を託してください。

1980年、田尻上町生まれ。弘前中央高校、釧路公立大卒業。日本民主青年同盟青森県委員長をつとめ、現在、党県書記長。青森市新城在住。夫(赤平勇人青森市議)と子2人。

憲法無視、強権、腐敗... 自民・公明政権をチェンジ

1 弱肉強食・自己責任の政治をかえて いのち・くらしを最優先に

- ケアを支える政治に
 - ・医療・介護・保育など
 - ・労働者の待遇改善
 - ・病床削減計画を中止
- 人間らしく働ける職場に
 - ・中小企業支援と一体に、
 - ・最賃時給1500円に
 - 税金の不公平を正し、消費税を5%に

2 省エネ・再エネで 気候危機打開

- CO2削減目標を高く
2030年度までに最大6割削減(2019年度比)
- 石炭火力と原発はゼロに
核燃サイクルから撤退

3 ジェンダー 平等社会へ

- 男女の賃金格差解消
企業の実態公表と是正計画を義務化
- 選択的夫婦別姓の実現
- 同性婚を認める法改正

4 憲法9条 生かした 平和外交

- “アメリカいいなり”から抜け出します。
- 核兵器禁止条約に参加

【さいとうみお選挙事務所】 青森市緑一丁目1-26 017(762)0335

比例代表は **日本共産党** とお書きください。
(個人名は無効です)

高橋ちづ子(比例代表)を今度も国会へ、
そして東北初の2議席へ。
大激戦です。お力をお貸しください。

＜わい政策は
JCP
で検索

コロナ封じ込めへ

- 検査拡充
- 医療・宿泊施設の強化
- 事業者への補償、生活支援の実施



日本共産党
さいとうみお

江渡あきのり 皆様への約束

1 新型コロナウイルス 感染症対策と 経済の再生・地域産業の振興

- GO TO キャンペーンで地域経済を支援します。
- 安全性・有効性の確認を最優先し、全国民へのワクチンの提供を進めます。
- 全ての小中学生に対して1人1台のIT端末の導入を進めます。
- 2025年までに、脱炭素社会の実現を目指します。
- 女性が働きやすい環境づくりに取り組む企業を支援します。
- 地域資源を活用した商品開発や付加価値向上を推進する新たなチャレンジを支援します。
- 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援します。

2 強い農林水産業と 美しく活力ある農山漁村 農林水産業の振興

- 需要に応じた生産拡大を進め、農林業者の所得アップ、食料自給率・持力力の維持向上に取り組めます。
- 家族農業経営も含め、中山間地で頑張る多様な農業者を全力で応援します。
- 後継者不足解消にむけ、新規就農環境を整備し、法人経営や集落営農など多様な担い手が共存できる体制づくりに進めます。
- スマート農業とイノベーション創出技術開発を推進します。
- 2025年に2兆円、2030年に5兆円の農林水産物の輸出額を目指して進める。農林水産業改革を進めます。

3 安心できる 社会保障の再構築

- 不妊治療への保険適用を実現します。それでは、現在の助成措置を拡大します。
- 認知症の家族とケアを支える仕組みづくりに取り組めます。
- 医師の地域偏在、診療科目偏在に適切な医師確保対策を推進します。
- 「介護離職者ゼロ」の社会を目指し、介護従事者のさらなる処遇改善や人材確保、介護現場の生産性向上を進めます。

4 安全保障

- 領土を守る 日米同盟を基軸としながら、基本的価値を共有する国々との戦略的外交の展開による領土保全政策で、国民の生命と利益を断固として守り抜きます。
- 農林水産業を守る 日本の食料自給率がカロリーベースで33%の現在、食料自給率の向上を目指し、自産で安定的な供給が出来るようになります。
- 暮らしを守る 国家の基本である教育の再生や高等教育の無償化、医療・福祉・児童福祉の充実など安定した社会保障制度を構築します。
- エネルギーを守る 再エネを最大限導入し、安全最優先で原子力政策を進め、未来を見据えた清潔エネルギーの多様な供給網構築を確立し、地球規模での安全・安心なエネルギー供給体制の普及拡大に貢献します。

5 国土強靱化

- 防災や治水の整備、大雨・豪雨の軽減化による河川の洪水被害の防止や軽減を図ってまいります。

ミッシングリンクの解消

- 命の道
 - 経済の道
 - 地方創生の道
 - 地方共生の道
- 4つの役割を持つ広域交通ネットワークの整備

元気な復活へ 青森の復活へ 再経済



自民党公認
江渡あきのり

江渡あきのり選挙事務所
〒030-0963 青森市中佃 1-4-17
TEL 017-752-1077

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>【主な経歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●青森県立青森高等学校卒業 ●日本大学大学院法学研究科卒業 ●法学専攻修了 | <p>【経歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●光星学院/戸部短期大学非常勤講師 ●社会福祉法人至聖館理事 ●内閣府大臣政務官 ●防衛副大臣 | <p>【現職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自由民主党国会対策委員長 ●自由民主党防衛副幹事長 ●防衛副大臣 ●衆議院安全法制委員長 ●防衛大臣兼安全保障担当大臣 | <p>【現職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自由民主党安全保障法制整備推進本部長 ●自由民主党防衛政策委員会代理 ●自由民主党防衛政策委員会理事 ●衆議院安全法制委員長 ●原子力問題調査特別委員会委員 |
|---|--|--|---|

衆議院議員 総選挙

最高裁判所裁判官国民審査



投票日

10月31日

●投票時間

午前7時～午後8時

ただし、市町村の一部の投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。

投票の方法

①小選挙区選出議員選挙

投票用紙(水色)には、「候補者の氏名」を記入してください。 ※候補者の氏名以外の事を記入すると無効になる場合があります。

②比例代表選出議員選挙

投票用紙(ピンク色)には、「政党等の名称又は略称」を記入してください。 ※政党等の名称又は略称以外の事を記入すると無効になる場合があります。

③裁判官国民審査

- 投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、氏名の上の欄に「×」を書いてください。やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票用紙に○、◎、□、レ、◆等を記載するとその投票は無効となります。
- 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
- 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。



新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は
特例郵便等投票が利用できます。

詳しくは、青森県選挙管理委員会のホームページでご確認いただくか、お住いの市町村選挙管理委員会にお問合せください。
特例郵便等投票のご案内： <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/tokureiyuubin.html>

期日前投票

10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時

投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、各市役所・町村役場などで期日前投票をすることができます。
新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

各投票所では、安心して投票できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。



- 投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置しています。
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用しています。
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的に換気を実施しています。
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒しています。

投票所に来られる有権者の皆様におかれましても、感染防止対策をお願いします。

- 投票所にお越しの際は、マスクの着用、咳エチケットの実施をお願いします。
- 周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。



衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区について



- 【第1区】青森市、むつ市、東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）、下北郡
- 【第2区】八戸市、十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町）、三戸郡
- 【第3区】弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

(1) ※青森県第2区の区域は、八戸市、十和田市、三沢市、上北郡(七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町)、三戸郡です。



神田潤一 プロフィール

- 昭和45年9月 八戸市生まれ
- 昭和58年3月 八戸市立国南小学校卒業
- 昭和61年3月 八戸市立長者中学校卒業
- 平成元年3月 青森県立八戸高等学校卒業
- 平成6年3月 東京大学経済学部卒業
- 平成6年～平成29年 日本銀行(金融庁出向)
- 平成12年 米国イェール大学大学院修了
- 平成29年～令和3年8月 (株)マネーフォワード



各種SNSもこちらからチェックすることができます。



比例代表も自民党へ

受け継ぎ、皆様とともに新時代を創ります

ふるさとで生まれ育ち、青春時代にふるさとを代表して駅伝を走り、日本と世界の激動の中で積み重ねてきた経験から、美しいふるさとに誇りを持ち、ふるさとの活力を高め、グローバルに発信していきます。先人たちの思いを受け継ぎ、子どもや孫の世代へと、安心して暮らすことができるふるさとの経済・社会をしっかりと引き継いでいきます。皆様方との対話と参加で、守るべきものを守り、変えるべきことは変え、進めるべきことは進め、ポストコロナの新時代をひらき、つくりまします。

○憲法改正は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本理念として進めています。

6 憲法改正について

○日米同盟を基調としながら、対話により世界に貢献できます。

5 国際平和に貢献できる日本

○女性の活躍を推進し、すべての個性が輝く環境を整えます。

4 すべての個性が輝く社会

○人口減少・少子高齢化・過疎化の課題に正面から取り組みます。

3 持続可能な経済社会

○デジタル化の推進による地方創生の取り組みを促します。

2 デジタルと金融で未来をひらく

○自然豊かで安全な災害に負けないふるさとをつくりまします。

1 誇りをもてるふるさと



自民党公認
かんだ じゅんいち
神田潤一



比例区は立憲民主党へ

立憲民主党

高畑紀子プロフィール

- 1963年9月22日生まれ
- 【経歴】
- 1976年 八戸市立旭ヶ丘小学校卒
- 1979年 八戸市立大館中学校卒
- 1982年 青森県立八戸東高等学校卒
- 1984年 専門学校東京スクールオブビジネス卒
- 2010年 ホテルJALシティ八戸 総支配人
- 2013年 八戸グランドホテル 総支配人
- 2015年 青森県公安委員会 委員長
- 現職 マナー研修会社代表
- 八戸国際交流協会 副会長
- 八戸商工会議所女性会 副会長

連絡先

高畑紀子事務所
(立憲民主党青森県第2区総支部)
〒039-1164 青森県八戸市下長1-19-20
TEL: 0178-70-5519 / FAX: 0178-51-6653
https://takahatanoriko.jp/



「権力から遠い所には、見えない人の痛みや声なき声があります。」

その声を私が届けたい

命を守る

感染を早く発見し感染ルートを遮断しなければ感染は収束しません。緊急事態宣言区域以外の経済も疲弊しています。補償と支援の拡充、生活困窮者への支援を行うとともに、希望する国民全員にワクチン接種を行います。1日も早く新型コロナウイルスを封じ込め、国民の命を守るを全力で取り組みます。

安全安心を守る

県公安委員長を務め、犯罪・事件事故と向き合う中で、住民の安心安全を守る大切さを痛感いたしました。犯罪は表面的な事柄だけではなく、家庭環境や教育、生活困窮や社会の中での孤立など様々な背景が複雑に絡んでいます。児童虐待、DVをはじめ、根本的な問題に目を向け犯罪を未然に防ぎます。

地域産業を守る

青年会議所や商工会議所の活動に参加することで、地域経済について語り合い、私自身もホテルの総支配人として地域の観光資源の発信にも携わってきました。裾野が広い観光産業は地方経済を活性化しますし、豊かな自然や食、文化伝統を守ることもに繋がります。経験も活用し雇用創出に取り組みます。

多様性を守る

全ての人が生きがいや喜びを感じ、自分らしくありのままの自分で生きていけるよう、インクルーシブ教育、子育て・家庭と働き方の問題、夫婦別姓、同性婚など必要な法整備や支援体制を整備します。人権教育を充実し、自分との違いやそれぞれ選択を受け入れ、支え、応援し合える社会の実現を目指します。

孤独・孤立を守る

望まない孤立に陥っている方々の実態を把握し、地域住民、行政、関係機関との連携を強化し必要な支援に繋がります。少子高齢化時代の中で、この問題は一層大きな社会的課題となり得ることから、今の制度や支援では支えきれない課題を整理し適切な支援が行き届くよう取り組みます。

環境を守る

廃プラ問題、水質汚染・森林破壊の防止や地球温暖化対策に取り組みます。自然環境や生物多様性の維持など、農林水産業が有する多面的機能を十分に発揮させるための支援を行い、環境負荷を考慮した持続可能な産業として価値を高めるためにも、温暖化に負けない農林水産業を目指します。



立憲民主党公認
たかはたのりこ
高畑紀子

ぶれない共産党・田端みゆきで政権交代へ いのち・子ども 憲法をまもる。

私は、小・中学校の養護教諭として、子どもと社会の現実をみてきました。不登校、貧困、親の長時間労働や過労死…自己責任を押しつけ命を粗末にする政治は許せません。

市民と野党の共闘で自公政治をチェンジし、人間を大切に政治をつくりましょう。お力をお貸しください。



日本共産党
田端みゆき
たばた深雪

- 【たばたみゆきプロフィール】
- 1957年八戸市生まれ。県立八戸東高校、弘前大学養護教諭養成所卒。
 - 八戸市内の小・中学校で39年間保健室の先生として働く。保健室を訪れる子どもと接し、よりよい学校現場をつくりたいと教職員組合に加入。日本共産党と出会い入党。
 - 2014年から4年間、県教組三八支部執行委員長。現在、平和団体「八戸原水爆禁止の会」副会長。
 - 党2区子ども・福祉相談室長。
 - 座右の銘は「迷ったら原点に戻れ」

選挙事務所 八戸市類家 4-17-1 TEL 0178 (44) 2154

- ストップ米価暴落。農林漁業と中小企業をまもる。
- 気候危機打開。脱炭素、省エネ、再エネで雇用拡大・経済成長へ。
- アメリカ言いなりをやめ、核兵器禁止条約に参加を。
- 原発ゼロ、核燃サイクルから撤退。

安心してくらせる社会に

ワクチン・大規模検査・補償の充実。消費税5%減税。医療・介護などケアを支える。最賃時給1500円。人間らしく働けるルールを。学校の先生を大幅増へ。

ジェンダー平等、人権の尊重

男女の賃金格差をなくす。選択的夫婦別姓の実現。あらゆる暴力の根絶。

比例代表は **日本共産党**

とお書きください。
(個人名は無効です。)

高橋ちづ子(比例代表)を今度も国会へ。そして東北初の比例2議席へ。大激戦です。お力をお貸しください。



衆議院議員 総選挙

最高裁判所裁判官国民審査



投票日

10月31日

●投票時間
午前7時～午後8時

ただし、市町村の一部の投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。

投票の方法

①小選挙区選出議員選挙

投票用紙(水色)には、「候補者の氏名」を記入してください。 ※候補者の氏名以外の事を記入すると無効になる場合があります。

②比例代表選出議員選挙

投票用紙(ピンク色)には、「政党等の名称又は略称」を記入してください。 ※政党等の名称又は略称以外の事を記入すると無効になる場合があります。

③裁判官国民審査

- 投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、氏名の上の欄に「×」を書いてください。やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票用紙に○、◎、□、レ、◆等を記載するとその投票は無効となります。
- 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
- 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。



新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は
特例郵便等投票が利用できます。

詳しくは、青森県選挙管理委員会のホームページでご確認いただくか、お住いの市町村選挙管理委員会にお問合せください。
特例郵便等投票のご案内： <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/tokureiyuubin.html>

期日前投票

10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時

投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、各市役所・町村役場などで期日前投票をすることができます。
新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

各投票所では、安心して投票できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。



- 投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置しています。
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用しています。
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的に換気を実施しています。
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒しています。

投票所に来られる有権者の皆様におかれましても、感染防止対策をお願いします。

- 投票所にお越しの際は、マスクの着用、咳エチケットの実施をお願いします。
- 周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。



衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区について



- 【第1区】青森市、むつ市、東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）、下北郡
- 【第2区】八戸市、十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町）、三戸郡
- 【第3区】弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

※青森県第3区の区域は、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡です。

(1)

選挙公報

地方こそ、国の礎～感染対策と経済の両立～

◆プロフィール◆

<経歴>
・1967(昭和42)年12月16日藤崎町に生まれる
・藤崎町立藤崎中学校卒業
・青森県立弘前高等学校卒業
・中央大学法学部法律学科卒業
・元青森県議員、行政書士

家族：妻・美智子(旧浪岡町出身) / 長女・英 / 長男・三三四

尊敬する人 / 白洲次郎
好きな音楽 / 嵐を人々を繋ぐ

好きな食べ物 / 汁・納豆・りんご
趣味 / 筋トレ・ジョギング・映画鑑賞

■衆議院議員(1期)

<内閣>
・国土交通大臣政務官(道路、安全・危機管理及び海保関係などを所管)

<所属委員会>
・国防運営委員会
・農林水産委員会
・厚生労働委員会(ほか)

<政府>
・国土審議会豪雪地帯対策分科会(国土交通省)

<自民党>
・国防安全副部長
・女性局長
・農産物輸出促進対策委員会事務局長
・スポーツ立国調査会副幹事長

・地方創生実行委員会幹事
・地方創生実行委員会幹事(ほか)

CREATE OUR FUTURE 共に、創る 未来へ

希望に満ちたふるさとを創る

- コロナ禍で打撃を受けた個人・事業者等への継続的な支援
- 業種・職種・地域や世代を超えた再就職等の支援
- 中小企業の生産性向上・事業継続強化・経営資源引き継ぎの支援
- 農林水産業の生産基盤強化・経営所得安定対策の推進
- スマート農業の推進・農業農村整備・治山治水事業の推進
- 新規就農の促進・農林水産物・食品の輸出強化と高付加価値化
- 危機に瀕する地域公共交通の確保・維持・観光の再生と新たな展開への支援
- 地域金融機関の経営基盤強化等に向けた取り組みへの支援
- 「新たな日常」を見据えた地方回帰への支援
- 真のデジタルネットワーク社会の構築



比例代表も自民党へ

未来を担う人を創る

- 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援
- 不妊治療への助成拡大・保険適用の推進
- 児童虐待防止対策の迅速かつ強力な推進
- 安心・安全な教育環境の整備とデジタル化の推進
- 全てのライフステージで女性が輝ける社会の実現
- わが国の抜本的な研究力向上とサイエンス人材の育成
- 文化・芸術の再始動に向けたさらなる支援

安全・安心な国を創る

- 命と健康を守る医療物資の確保と供給体制の確立
- 人生100年時代に呼応した持続可能な全世代型社会保障の構築
- 障害福祉サービスの確保・障害者の就労・生活支援などの推進
- 災害に屈しない国土づくり・地域防災力の充実
- 国民の命・領土・領海・領空を守り抜くための、毅然とした、かつ、「包容力」のある外交の推進
- 防衛力の質と量の拡大・隊員の名誉や処遇の向上

私の決意

新型コロナウイルスとの闘いに打ち克つため、あらゆる手段を講じ、かつ、総力をあけて、国民の皆さまの命と暮らしを守り抜いていく決意です。
このため、感染再拡大を防止していくとともに、中長期のコロナ対策の確保や治療薬の国内供給・開発強化を推進して参ります。また、大きな打撃を受けた様々な産業や業種、国民の皆さまに対する各種支援策をさらに講じていくことで、地域経済・日本社会を蘇らせて参ります。
地方こそこの国の礎との思いのもと、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えつつ、「国家百年の計」に立ち、東京一極集中を打破していき、経営基盤の再生・強化に取り組みるとともに、中小企業の経営安定化と、それを下支える地域金融機関の経営基盤強化等に向けた取り組みを後押しして参ります。
安心して産み育てられる環境整備と教育の充実、また、人生百年時代を見据え、安心して産み育てられる環境整備と教育の充実、また、人生百年時代を見据え、真のデジタルネットワーク社会を構築し、皆さまが、生まれ育ったふるさとに、安らぎあふむ暮らしをしていけるよう、全身全霊を傾けて努力して参ります。
皆さまからの温かいご支援を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。



自民党公認

木村次郎

じろう (53歳)

変わらず青森で生きるために。

山内たかしの政策(概要)

1 ゆとりを持って暮らせる青森

青森の賃金は全国的に見て特に低い水準にあります。私たちは、ゆとりと豊かさを感じて暮らせる青森をめざします。

4 地域の社会基盤を守り抜く青森

過疎化などにより交通や医療福祉すら成り立たない地域があります。私たちは、生きていくために欠かせない地域の社会基盤を守り抜く青森をつくりまします。

2 経済的に自立した足腰の強い青森

青森は戦後一貫して安い労働力の提供源となってきました。私たちは、外部に大きく依存した地域経済を転換し、自立した足腰の強い青森をめざします。

5 誰ひとり見捨てない青森

個人の属性や価値観などによって壁に阻まれるような社会ではいけません。私たちは、すべての人が公正に扱われる、誰ひとり見捨てない青森をめざします。

3 子どもや若者が希望を持てる青森

青森では、若者が学びや生活のために、県外に出て行かざるを得ない現実があります。私たちは、これからの世代が生き生きと暮らせる青森をつくりまします。

【米価下落から農家を守る。】緊急に令和2年度米の適期在庫を政府備蓄として受け入れ、市場から隔離するとともに、農業者戸別所得補償をはじめとした農家を支える制度を強化します。

【コロナ対策：感染防止対策と補償の徹底で、当たり前の日常を取り戻す。】繰り返される感染拡大の波に歯止めをかけるため、ワクチン接種の推進や医療機関・保健所への支援を拡充するとともに、十分な補償を徹底します。

初めて選挙に出る前の冬、私は雪の中、山奥の集落を歩いていました。あるお宅の前を通ると、電気が消えているのか、かすかに光が動いていました。声をかけると、おばあさんが出てきました。家に入ると裸電球をつけてくれました。そしたら目の前に、私のボスターが貼ってありました。話を聞くと、旦那さんと息子さんは出稼ぎに行っており、電気もつけないから、テレビの明かりだけでごはんを食べていたそうです。そんなおばあさんの声援は、心に染み入りました。私は何かにあけよう、偉そうにも思っていました。あの逆におばあさんのように、いろいろなものをもらって。そのおばあさんのように、いろいろなものをもらって。そのおばあさんのように、いろいろなものをもらって。そのおばあさんのように、いろいろなものをもらって。

政治は一人ひとりの声から始まる—その思いで、みなさんのお話をお聞きしてきました。青森の暮らしの現実を厳しくも誇りをもって。しかし同時に、多くの人が「変わらず青森に生きたい」と願っています。変わらず青森で生きるために、今こそ政治を変えませんか。

【プロフィール】1955年、弘前市(旧相馬村)生まれ。相馬村立五所小学校、弘前大学教育学部附属中学校、青森県立弘前高校、立教大学経済学部卒業。1979年、青森県職員。1995年、県議会議員に初当選。その後4期連続当選。2018年、立憲民主党青森県連代表および第3区総支部長に就任。現在に至る。

変わる時代でも
変わらず青森で生きたい。



立憲民主党公認

山内たかし

やまうち

比例代表は
立憲民主党



これからの未来
この手で選べる、
たった一票、
信じてみよう。

青森県出身 俳優 井 蓮

令和3年 **10/31** (日) 午前7:00～午後8:00

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査 投票日

投票の方法

小選挙区選出議員選挙
投票用紙(白色)には、(候補者の氏名)を記入してください。
※候補者の氏名以外の事を記入すると無効となる場合があります。

比例代表選出議員選挙
投票用紙(ピンク色)には、(政党等の名称)または(略称)を記入してください。
※政党等の名称又は略称以外の事を記入すると無効となる場合があります。

期日前投票

10/20(水)～10/30(土)
午前8:30～午後8:00

投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、各市役所・町村役場などで期日前投票をすることができます。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は特別郵便等投票が利用できます。

詳しくは、青森県選挙管理委員会のホームページでご確認いただくか、お住いの市町村選挙管理委員会にお問合せください。

●特別郵便等投票のご案内
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/tokureiuyubin.html>

各投票所では、安心して投票できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

- ・投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置しています。
- ・投票管理署、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用しています。
- ・投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的に換気を実施しています。
- ・記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒しています。

投票所に来られる有権者の皆様におかれましても、感染防止対策をお願いします。

- ・投票所にお越しの際は、マスクの着用、咳エチケットの実施をお願いします。
- ・周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。

衆議院議員 総選挙

最高裁判所裁判官国民審査



投票日

10月31日

●投票時間

午前7時～午後8時

ただし、市町村の一部の投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。

投票の方法

①小選挙区選出議員選挙

投票用紙(水色)には、「候補者の氏名」を記入してください。 ※候補者の氏名以外の事を記入すると無効になる場合があります。



②比例代表選出議員選挙

投票用紙(ピンク色)には、「政党等の名称又は略称」を記入してください。 ※政党等の名称又は略称以外の事を記入すると無効になる場合があります。

③裁判官国民審査

- 投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、氏名の上の欄に「×」を書いてください。やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票用紙に○、◎、□、レ、◆等を記載するとその投票は無効となります。
- 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
- 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。



新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は
特例郵便等投票が利用できます。

詳しくは、青森県選挙管理委員会のホームページでご確認いただくか、お住いの市町村選挙管理委員会にお問合せください。
特例郵便等投票のご案内：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/tokureiyuubin.html>

期日前投票

10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時

投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、各市役所・町村役場などで期日前投票をすることができます。
新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

各投票所では、安心して投票できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。



- 投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置しています。
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用しています。
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的に換気を実施しています。
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒しています。

投票所に来られる有権者の皆様におかれましても、感染防止対策をお願いします。

- 投票所にお越しの際は、マスクの着用、咳エチケットの実施をお願いします。
- 周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。



衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区について



- 【第1区】青森市、むつ市、東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)、下北郡
- 【第2区】八戸市、十和田市、三沢市、上北郡(七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町)、三戸郡
- 【第3区】弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

(1)

停滞するこの国を動かすため
私たちは「対決より解決」を選ぶ

日本を動かす政策5本柱



代表 玉木雄一郎

動け、日本。

「積極財政」に転換

- ①現金給付
- ②減収補償
- ③消費税減税と税・社会保障料減免
- ④財源の多様化

国民と国土を「危機から守る」

- ①食料安全保障と「農業者戸別所得補償制度」再構築
- ②防災インフラの計画的整備
- ③地方の権限強化と東京一極集中是正
- ④主権を守る態勢の強化
- ⑤経済安全保障・エネルギー安全保障の強化
- ⑥人権外交の推進

「給料が上がる経済」を実現

- ①生産性向上につながる大胆な産業政策
- ②デジタル化、カーボン・ニュートラル対策の加速
- ③中小企業支援の強化
- ④「日本型ベーシックインカム(仮称)」創設
- ⑤最低賃金の引き上げ

「正直な政治」をつらぬく

- ①公文書改ざん厳罰化
- ②選挙制度改革
- ③若者と女性の政治参加推進
- ④年金制度改革と経済財政推計を行う独立機関設置

「人づくり」こそ国づくり

- ①教育無償化の実現
- ②流通手当の拡充等
- ③雇用のセーフティネット強化と職業訓練の充実
- ④「教育国債」の創設
- ⑤子どもたちの心を育むインクルーシブ教育
- ⑥ジェンダー後進国脱却、多様性社会実現

山形2区

羽ばたけ、
日本
地域の力で



かとう
加藤 けんいち

【加藤けんいちの思い】動画はこちら▶

比例東北

福島を再生
なくして、
日本の
復興なし



わたなべ
渡部 かつひろ

国民民主党
福島県選出支部連合会代表

二枚目 (比例区)は、国民民主党 とお書きください。

略称(民主党)

比例は
「NHK党」
とお書きください。



党首 立花孝志

NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で

NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で(略称:NHK党)は、NHKから被害に遭われている方をお守りするためだけにできた国政政党です。この想いは政党名が変わる前の「NHKから国民を守る党」であったときから変わっていません。NHKは違法な手段で契約を迫るだけでなく、インターネットからも受信料を徴収しようとしています。「NHKを観ない」という自由を守る為、

NHK党はNHKの違法行為について実際に裁判をすることで追及しています。NHKに関するご相談やご質問、お困りごとがありましたら、NHK党コールセンターまでお気軽にお電話ください。

**NHKが変われば日本が変わる。
NHKをぶっ壊す!**

NHK党 コールセンター **03-3696-0750** お困りごとがあればいつでもご相談ください。

受付時間：9時～23時(年末年始を除く)



衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査



投票日 **10月31日**

●投票時間
午前7時～午後8時

ただし、市町村の一部の投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。



投票の方法

①小選挙区選出議員選挙

投票用紙(水色)には、「候補者の氏名」を記入してください。 ※候補者の氏名以外の事を記入すると無効になる場合があります。

②比例代表選出議員選挙

投票用紙(ピンク色)には、「政党等の名称又は略称」を記入してください。 ※政党等の名称又は略称以外の事を記入すると無効になる場合があります。

③裁判官国民審査

- 投票用紙(うくいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、氏名の上の欄に「X」を書いてください。
- やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票用紙に○、◎、□、し、◆等を記載するとその投票は無効となります。
- 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
- 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。

新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は特別郵便等投票が利用できます。

詳しくは、青森県選挙管理委員会のホームページでご確認いただくか、お住いの市町村選挙管理委員会にお問合せください。

特別郵便等投票のご案内: <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/tokureiyubin.html>

期日前投票

10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時

投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、各市役所・町村役場などで期日前投票をすることができます。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

各投票所では、安心して投票できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。



- 投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置しています。
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用しています。
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的に換気を実施しています。
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒しています。

投票所に来られる有権者の皆様におかれましても、感染防止対策をお願いします。

- 投票所にお越しの際は、マスクの着用、咳エチケットの実施をお願いします。
- 周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区について

【第1区】青森市、むつ市、東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)、下北郡

【第2区】八戸市、十和田市、三沢市、上北郡(七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町)、三戸郡

【第3区】弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡



代表 松井 一郎

身を切る改革、実行中。

維新はやる。政治家のあり方を変える。

年々で暮らしていけるのか…

老後の生活不安

最低所得保障

給付つき税額控除

または

ペーシックインカム

の導入によって

倒産したら生活できない…

失敗のリスク

社会保障制度に安心と納得を
再分配の最適化・統合化を検討。
年金等を含めた社会保障全体の
改革を推進します。

安心して挑戦できる社会へ
雇用の流動化とチャレンジを支援し、
賃金水準の向上を実現します。

問題山積みにもかかわらず

高すぎる 議員報酬

多すぎる 議員定数

議員報酬・議員定数

3割削減

維新の国会議員・地方議員は
自主的に身を切る改革を実行中!



東北ブロック比例代表名簿登載者

宮城県 第1区



春藤 さやか

宮城県 第4区



早坂 あつし

比例代表は

「いしん

維新」または

「日本維新の会」と

お書きください。

小選挙区は候補者名をお書きください。

衆議院選挙2021

特設サイトは

こちら



変えよう。

あなたのための政治へ。



立憲民主党 代表 枝野幸男

1 新型コロナから
命と暮らしを守り抜く

— 医療体制強化と集中的な感染防止、
強力・広範な生活・事業支援

2 「一億総中流社会」
の復活

— 分配なくして成長なし

3 原発に依存しない
カーボンニュートラル

— 自然エネルギー立国を実現し、
地域の資源を最大限活かす

4 暮らしの
安心への投資

— 「人と暮らし」に
重点投資

5 多様性を認め合える
「当たり前の社会」

— 人権政策の抜本強化

6 平和を守るための
現実的外交

7 まっとうな政治

— 透明で信頼できる政治



ますた 世喜男
青森1区



たかはた のりこ
高畑 紀子
青森2区



やまの たかし
山内 たかし
青森3区



しなたけ しんや
しな たけし
岩手1区



おのばやし まさひろ
大林 まさひろ
岩手2区



おざわ いちろう
小沢 一郎
岩手3区



おかもと あきこ
岡本 あき子
宮城1区



かまた さゆり
鎌田 さゆり
宮城2区



おの そのこ
大野 そのこ
宮城3区



あいずみ じゅん
安住 淳
宮城5区



てらたま なおぶ
てら たまなぶ
秋田1区



きくuchi たかし
緑川 たかし
秋田2区



はらだ まさひろ
原田 まさひろ
山形1区



かの えみ
かね こ恵美
福島1区



うべあ ゆうき
馬場 ゆうき
福島2区



げんば みつのり
げんば 光一郎
福島3区



おくま しんじ
おぐま 慎司
福島4区

比例・東北

さのりえ

とりのい
鳥居 さくや

うつみ
内海 太

東北選挙区名簿登載者

比例区は立憲民主党

(略称: 民主党)

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

(3)

非正規・貧困社会からの脱却宣言

東北選挙区に私があります。

東北ブロック比例代表名簿登載者



東北からまっすぐ社民党

くぼ こうき
久保 孝喜

【肩書き・経歴】

元北上市議・岩手県議、党岩手県連合副代表・東北ブロック協議会議長

【政策】

地方自治、地域医療、憲法、安全保障政策等

- ◎いのちを救え! コロナにそなえ医療・介護の強化
- ◎消費税3年間ゼロで生活再建、財源は大企業の内部留保へ課税
- ◎安心の子育て・老後、教育の無償化で若者に希望
- ◎選択的夫婦別姓導入。ジェンダー平等・多様性社会実現
- ◎気候危機まったなし! 脱原発実現、福島原発汚染水の海洋放出反対!
- ◎アジアの平和は外交で! 憲法を活かす政治

生存のための政権交代 比例区は社民党



社民党党首 福島みずほ

東北復興・創生

新しい時代を 皆さんとともに。

自由民主党総裁
岸田文雄



自由民主党

東北6県の
小選挙区・
公認候補者

青森1区



江渡あきのり

青森2区



神田潤一

青森3区



木村次郎

岩手1区



高橋ひなこ

岩手2区



すずき俊一

岩手3区



藤原たかし

宮城1区



土井とおる

宮城2区



秋葉けんや

宮城3区



西村あきひろ

宮城4区



いとう信太郎

宮城5区



もりした千里

宮城6区



小野寺五典

秋田1区



とがし博之

秋田2区



かねだ勝年

秋田3区



みのり川信英

山形1区



えんどう利明

山形2区



すずきのりかず

山形3区



かとう鮎子

福島1区



亀岡よしたみ

福島2区



根本 匠

福島3区



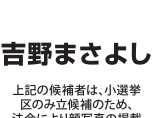
上杉けんたろう

福島4区



かんけい一郎

福島5区



吉野まさよし

上記の候補者は、小選挙区のみ立候補のため、法令により顔写真の掲載ができません。

東北ブロック
純粋比例代表・
公認候補者

比例代表



つしま淳

比例代表は
自民党へ



自民党

www.jimin.jp

この選挙公報は、くじを引いて掲載順序を決定し、掲載申請のあった名簿届出政党等から提出された掲載文の写しを原文のまま印刷したものです。

なにより、いのち。4つのチェンジ

自公政権にかわる
新しい政治を

- ① 弱肉強食の「新自由主義」を終わらせいのちと暮らしを最優先に**
 - ケアをささげる政治に
 - 病床の削減計画を白紙撤回。
 - 高齢者の医療負担軽減。
 - 医療・介護・保育などの待遇改善。
 - 人問らしく働ける職場に
 - 中小企業を支援して、最低賃金時給1500円。
 - 長時間労働をなくす。非正規社員を正社員に。
- ② 原発汚染水海洋放出撤回、省エネ・再エネでCO2を最大60%削減 気候危機打開の「2030戦略」**
 - エネルギー消費を4割減らす。●石炭火力・原発の発電をゼロに。
 - 電力の50%を再生可能エネルギーで。
- ③ 生涯で1億円=男女賃金格差をなくしジェンダー平等の日本へ**
 - 選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現、同性婚を認める法改正。
 - 痴漢ゼロ=性暴力を本気でなくす。
- ④ アメリカがいりから脱却 憲法9条を生かした外交**
 - 自民党の9条改憲を許さず、辺野古新基地建設中止。
 - 核兵器禁止条約に参加。



コロナに無策、格差拡大、政治の私物化、立憲主義の破壊—
自民・公明の政治、もう終わらせましょう。
いのちを守る新しい政権の実現へ、野党共通政策ができました。
その実現へ、日本共産党は立憲民主党と政権協力で合意しました。
政権交代を実現するために、ブレずに、誠実に市民と野党の共闘
をすすめてきた日本共産党のまけてください。

医療さえ、いのちを守る

- 感染症対策と保健所の予算を2倍に
- PCRの大規模検査を
- 持続化給付金の第2弾を
- コロナ収入減の人に、1人10万円「暮らし応援給付金」を

コロナ対策

比例代表は **日本共産党** とお書きください。

候補者名を書くこと無効になります。

日本共産党 略称 共産党

詳しい政策はこちらから

JCP

現場第一！小さな声を聴く力！！

「コロナ対策」を推進！
新型コロナウイルスの確保と無料接種を実現。雇用と生活を守るため、1人一律10万円の給付や雇用調整助成金の特例措置などを推進しました。

「3つの教育無償化」を実現！
全ての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児が対象の「幼児教育の無償化」、
「私立高校の無償化」、給付型奨学金と授業料免除を大幅拡充した「高等教育の無償化」を実現しました。

女性が輝く社会の構築へ！
要望を速して、生理用品の無償提供を実現。今後も、女性のデジタル人材育成を進め、介護や子育てをすすめる中でも働き、活躍できる社会の構築を後押しします。

若者を社会の中心に！
若者の所得向上のため、3%以上を目標に最低賃金の引き上げを推進します。また、奨学金返還支援の拡大にも努め、若者への支援の充実を目指します。

ふたつの力で
東北の未来をつくる

比例区 東北ブロック候補者

元宮城県議 弁護士
庄子賢一 佐々木雅文
しょうじけんいち ささきまさみ

比例区は公明党

https://www.komei.or.jp/

比例区の投票用紙には
公明党 (略称:公明)
とお書きください。

何があっても心配するな。消費税は廃止！一人20万円現金給付

渡邊まさあき
福島県南相馬市に生まれ、電気工業をしていました。作業をしたのは、福島第一原子力発電所など各地の原発です。
私が行きたいのは、原発事故に由来する放射性降下物の影響について、土壌、水、大気、食品(海産物)など国の責任において再度徹底調査、住民(特に子ども)や国民、労働者などの体内に取り込まない様にしてほしい。また、被害者に対して十分な補償などを行うことです。

そんな国をあなたと作りたい。
政府の大胆な財政支出で社会の隅々まで
お金を循環させコロナ不況を食い止め、
25年のデフレを吹き飛ばす！

2021年 衆議院議員選挙 マニフェスト
れいわニューディール



2枚目の投票用紙
比例代表は、**れいわ** と書いて
ください。

詳しくはコチラから

れいわ
新選組
(略称:れいわ)
代表 **山本太郎**

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **10月31日**

●投票時間 / 午前7時～午後8時
ただし、市町村一部の投票所については、投票時間を変更しますので、ご注意ください。

投票の方法

- ① 小選挙区選出議員選挙**
投票用紙(水色)には、「候補者の氏名」を記入してください。
※候補者の氏名以外の事項記入すると無効になる場合があります。
- ② 比例代表選出議員選挙**
投票用紙(ピンク色)には、「政党等の名称又は略称」を記入してください。
※政党等の名称以外の事項記入すると無効になる場合があります。
- ③ 裁判官国民審査**
投票用紙(うすいすい色)には、やめさせたいと思う裁判官について、氏名の上の欄に「X」を書いてください。
やめさせなくてもいいと思う裁判官については、何も書かないでください。
●投票用紙に○、●、□、し、◆等を記載するとその投票は無効となります。
●投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
●投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。

新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は特別郵便等投票が利用できます。
詳しくは、青森県選挙管理委員会のホームページでご確認のいたたく、お住いの市町村選挙管理委員会にお問合せください。
特別郵便投票のご案内:
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/tokureiyuubin.html

期日前投票

10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時
投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、各市区町村役場などで期日前投票をすることができます。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

各投票所では、安心して投票できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

- 投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置しています。
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用しています。
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的に換気を実施しています。
- 記載票、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒しています。

投票所に来られる有権者の皆様におかれましては、
●感染防止対策をお願いします。
●周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区について

【第1区】青森市、むつ市、東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)、下北郡
【第2区】八戸市、十和田市、三沢市、上北郡(七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町)、三戸郡
【第3区】弘前市、東石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

この選挙公報は、くじを引いて掲載順序を決定し、掲載申請のあった各届出政党等から提出された掲載文の写しを原文のまま印刷したものです。

最高裁判所裁判官国民審査公報



最高裁判所判事
深山卓也
昭和十九年九月二日生

略歴

昭和五十七年 四月 東京都生まれ、練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五十七年 四月 判事補任官。以後、東京地裁、函館地裁、公害等調整委員会事務局に勤務。
平成 四年 四月 判事任官。以後、福岡高裁那珂支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務することにも
に、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。
二三年 一月 東京地裁判事部長
二四年 九月 法務省民事局長
二七年 〇月 東京高裁判事部長
二八年 二月 さいたま地裁所長
二九年 三月 東京高裁長官
三〇年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三〇年 二月 一九日 大法廷判決
平成三〇年 〇月 二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に違反する状態にあったといえる、公職選挙法の規定が憲法に違反するものではないと認め、歩合給の額が〇円となることあるなどの理由で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない(全員一致、裁判長)。
二 令和二年 三月 三〇日 第一小法廷判決
タクシー労働者の歩合給に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われて、残業手当の額がそのまゝ歩合給の減額にならざる、歩合給の額が〇円となることあるなどの理由で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない(全員一致、裁判長)。
三 令和元年 二月 一八日 大法廷判決
令和元年 七月 二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていないと認め、多数意見。
四 令和二年 二月 二四日 大法廷判決
市長が行った施設の所有権に、市が特定の宗教に対して特別の優遇を提供し、これを援助しているとして評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する(多数意見)。
五 令和三年 五月 一七日 第一小法廷判決
労働大臣が綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しない等の判決で示す事情の下では、規制は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。
六 令和三年 六月 三日 大法廷判決
夫婦が夫又は妻の氏いづれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後氏を改称する氏を婚姻届の必要記載事項として戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない(多数意見、補足意見付加)。

裁判官としての心構え

最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組みんでいます。



最高裁判所判事
岡正晶
昭和三年二月二日生

略歴

香川県歌部郡(現高松市)国分寺町という段々状の小な田んぼが連なる山あいのどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれる。同郡立国分寺南小学校、同郡立国分寺中学校(軟式テニス部)を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業。
昭和五十五年 三月 東京大学法学部卒業。
同年 四月 司法修習生(三四期、大阪で実務修習)。
五七年 六月 弁護士登録(第一、東京弁護士会)。
一七年 〇月 株式会社ニフコ社外監査役。
二〇年 四月 第一東京弁護士会副会長。
二二年 一月 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員。
二二年 七月 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員。
二三年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員。
二六年 四月 事業再生研究機構代表理事。
二七年 四月 日本弁護士連合会副会長。
同年 八月 第一東京弁護士会会長。
二八年 六月 日本公認会計士協会品管管理委員会委員。
三〇年 六月 住友生命保険相互会社社外取締役。
令和元年 六月 株式会社三井住友銀行社外取締役。
令和二年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事を遂げるための根本原理とします。
そして、従うべき「良心」の充実、向上に向け、「独立」は、それが独善に陥らぬよう常に自戒し、「謙遜」行使に当たっては「記録」資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深いある熟議を尽くすことを信条とし、一つの事件に全面的で取り組めます。
また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うします。

趣味など

ここ三年くらいですが、山歩き(トレッキング)を、シーズンには二回を目標に楽しんでいきます。丹沢・箱根、奥多摩・秩父など関東周辺の中核中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、屋久島・縄文杉・妙高山なども印象に残っています。
三〇年以上統一しているものとして、チューリップ。毎年一〇〇個くらい植えます。バラ。今の黒バラはバリエーション、庭園菊を定番としたプランターでの花栽培がはまりました。二〇二二年は、余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、朝顔が大群生しました。
弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。



最高裁判所判事
宇賀克也
昭和三〇年七月二日生

略歴

東京都生まれ、練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学(現・筑波大学)附属高等学校を卒業。
昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業。
同年 四月 東京大学法学部助手。
五六年 七月 東京大学法学部助教授。
五八年 八月 ハーバード大学客員研究員。
五九年 八月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員。
一〇年 八月 ハーバード大学客員教授。
一一年 九月 ジョージタウン大学客員教授。
一三年 四月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任。
同年 一月 日本公法学会理事。
一六年 四月 東京大学公共政策大学院教授を兼任。
一八年 七月 閣議等不服審査会閣議・知的財産分科会部長。
二二年 三月 総務省代表自治紛争処理委員。
二三年 一月 東京アジア行政法学会理事。
二六年 一月 IT総合戦略本部パソナデータに関する検討会座長。
二六年 二月 内閣府独占禁止審議手続懇談会座長。
同年 三月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長。
同年 四月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長。
同年 二月 東京大学流通経済学会会長。
同年 四月 国立国会図書館資料利用制限審査会会長。
同年 七月 消費者庁消費者調査委員会委員長。
同年 一月 内閣府公文書管理委員会委員長。
三一年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年 六月 二〇日 第三小法廷判決
ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の徴集及び受領について定める部分は違法とした(全員一致)。
二 令和二年 一月 一八日 大法廷判決
参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。
三 令和二年 一月 二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。
四 令和二年 二月 三日 第三小法廷判決
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきの反対意見を述べた。
五 令和三年 六月 五日 第三小法廷判決
刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関の個人情報保護法に基づく開示請求の対象となるとした(全員一致、裁判長、補足意見付加)。
六 令和三年 六月 三日 大法廷判決
夫婦間を義務とする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するといふ反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法学の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つの事件を真摯に検討していきたいと思っています。



最高裁判所判事
堺徹
昭和三年七月七日生

略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元小学校、中学校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五七年 四月 司法修習生。
五九年 四月 検事任官。
以後、札幌地検、札幌地検室蘭支部、大阪地検、大津地検、法務大臣官房法制調査部、東京地検八王子支部、東京地検の各検事、旭川地検次席検事、最高検事務取扱検事などとして勤務。
平成 〇年 九月 東京地検交通部長。
二二年 一月 東京地検公安部長。
同年 七月 東京地検特別捜査部長。
二四年 七月 福岡地検検事正。
二五年 七月 東京地検次席検事。
二六年 七月 東京高検次席検事。
二八年 九月 東京地検検事正。
二九年 九月 次席検事。
三〇年 七月 最高検事務取扱検事長。
令和二年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上では社会に大きな影響を与えています。その最高裁判所の判事の一人として、誠心重責を担っていることを常に意識しながら、緊張感もつて職務に当たっています。
最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査、公判に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を磨いてきたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景となった様々な事柄に詳しくもなるとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。
最高裁判所判事は変化が著しい現代社会において、種々の視点から検討を行い、紛争解決のために適正妥協な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事に生かすことにより、この重い職責をなすし、公平・公正で紛争解決と妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っています。
そのためにも事件の当事者の方々に十分耳を傾けるとともに、同僚の最高裁判所判事との評議の中で、思考を深めながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

最高裁判所裁判官国民審査公報

青森県選挙管理委員会
〈お問い合わせ先〉
017-734-9076



最高裁判所判事
はやし みちはる
林 道晴
昭和三年八月二日生

略歴
昭和五年 四月 東京都生まれ、同所で過す。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五八年 四月 司法修習生
五八年 四月 以後、東京地裁、最高裁判事局、厚生省(現・厚生労働省)(出向)、札幌地裁に勤務。
昭和五九年 四月 最高裁判事局長兼行政局長
昭和六二年 八月 最高裁判事局長兼行政局長
昭和六三年 七月 同経理局長
昭和六五年 二月 最高裁判事局長
昭和六六年 九月 最高裁判事(部総括)
昭和六七年 一月 最高裁判事(部総括)
昭和六八年 九月 最高裁判事(部総括)
昭和六九年 九月 最高裁判事(部総括)

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和二年三月二十四日 第二小法廷判決
文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定を依頼を受けた者が当該鑑定のために必要と処分して裁判官の許可を受けた当該死体の解剖の写真を係属情報に記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所有する地方公共団体が所持するものは、民法第三〇三条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する(全員一致、裁判官長)
二 令和二年一月二十八日 大法廷判決
令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法(四、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたとはいえず、同規定は憲法(四、一)項等に違反するに至つていないと、多数意見。
三 令和二年一月二十五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる(全員一致)
四 令和二年二月二日 第二小法廷判決
いわゆる袴田事件についての再審請求を棄却した原決定に審理不届の違法がある(多数意見、裁判官長)
五 令和二年七月三日 第二小法廷判決
違法取戻訴訟として濫聴能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある(全員一致、裁判官長)

裁判官としての心構え
事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決を判断するよう、二、三年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在り方が根柢から変容を迫られており、今後予想されることも含め、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていくと考えています。また、最高裁判書官審査が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれた事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、訴訟の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理をなるべく引き続きその工夫努力を続けていきたいと思います。



最高裁判所判事
おかむら かずみ
岡村和美
昭和三年二月三日生

略歴
昭和五六年 四月 東京都生まれ、荒川区立尾久宮前小学校、尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修了。
昭和五八年 四月 司法修習生
五八年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
五九年 五月 検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、法務省大臣官房参事、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察庁検事などを務める。
二八年 七月 消費者庁長官
二八年 七月 法務省庁長官
令和元年一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和二年一月八日 第二小法廷判決
参議院(比例代表選出)議員の選挙について、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三、四四項等に違反するものではないとした(全員一致、裁判官長)
二 令和二年一月八日 第二小法廷判決
令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたとはいえず、同規定は憲法(四、一)項等に違反するに至つていないと、多数意見。
三 令和二年一月二十五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる(全員一致)
四 令和三年三月一日 第二小法廷判決
憲法的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約締結の記録に所在、同記録を開示する正当な理由を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査協力によることなどと同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の写写を行うことは許される(全員一致)
五 令和三年二月四日 大法廷判決
市長が都市内の国有地上に孔子等を祀つた施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法(三〇)条三項の禁止する宗教的活動に該当する(多数意見)
六 令和三年三月三日 大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称する。民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項と定めた戸籍法七四九号の各規定は憲法(四)条に違反して無効であるとはいえないと、夫婦の氏に関する法制度について、国会において、国民の様々な意見や社会状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する(多数意見、補意見付加)

裁判官としての心構え
裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。
価値観が多様化する現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等によって、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験を生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。



最高裁判所判事
みやうら まさもり
三浦守
昭和三年一月三日生

略歴
昭和五七年 四月 兵庫県神戸市七生生まれ、東京都大田区、小平市等で過す。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。
昭和五九年 四月 検事に任命。
以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省刑事局刑務法課長、法務省大臣官房参事官等を務める。
二二年 二月 那覇地検検事正
二二年 七月 最高検察庁検事正
二五年 一月 最高検察庁検事正
二七年 二月 札幌高検検事長
二九年 四月 大阪高検検事長
三〇年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和元年九月十三日 第二小法廷判決
誹謗中傷における潮受防排水門の開放を命じた確定判決に対する国の請求異議について、前訴時の共同適法権に係る請求権の消滅のみでは異議事由にならないとして、原判決を破棄して差し戻した(全員一致)
二 令和二年二月八日 第二小法廷判決
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額について、会社に対して求償することができるとして、原判決を破棄して差し戻した(全員一致、補意見付加)
三 令和二年一月八日 大法廷判決
最大較差三〇倍の参議院(選挙区選出)議員議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は違憲状態にあつたとする意見が示され、同規定は憲法(四、一)項等に違反する(多数意見)
四 令和三年二月四日 大法廷判決
市長が管理する都市内の孔子等を祀つた施設を所有する法人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法(三〇)条三項に違反する(多数意見)
五 令和三年四月二日 第二小法廷判決
集団予防接種等によつてB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静剤後の再発による損害について、その再発の時に除根期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した(全員一致、補意見付加)
六 令和三年六月三日 大法廷決定
夫婦同氏制を採用する民法の規定を合憲として、抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択を設けていないことは憲法(二四)条に違反するとの意見を付した。

裁判官としての心構え
司法は、国民の権利を由来し、その信頼に支えられるものです。時代とともに、社会の在り方が変化の中で、様々な問題や困難が生じており、法の支配と個人の権利保障の救済について、司法が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、誠実に、事実を見定め、公平で公正な判断を目指したいと思っております。
そのため、高い壁の上から見下ろすという姿勢ではなく、それと対峙する当事者の立場や思いを理解し、その主張を十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自分の良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思っております。



最高裁判所判事
くさの けんいち
草野耕一
昭和三〇年三月三日生

略歴
昭和五三年 三月 千葉県千葉市生まれ。千葉大附属、附属中、県立千葉高を経て、東京大学法学部卒業。四月司法修習生
五五年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
六一年 ハーバード大学修士(L.L.M.)
西村あさひ法律事務所(当時の名称「西村とさひ法律事務所」)代表弁護士
一九九一年 東京大学大学院法政学専攻客員教授
二〇〇一年 慶應義塾大学大学院法政学専攻客員教授
二〇〇二年 ハーバード大学大学院客員教授
二〇〇三年 東京大学博士(法学)
三〇年 二月 最高裁判所判事
三一年 二月 最高裁判所判事
一 令和元年九月十三日 第二小法廷判決
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和元年九月十三日 第二小法廷判決
漁業権に基づく潮受防排水門の閉鎖に対する請求異議を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ、以下の内容の意見を述べた。(経済的権利を客体とした権利・漁業権はこれにある)に基づく物権的請求権の行使は、①権利侵害除去のために必要とする費用が除去することによって回避できる損害を上回り、かつ、②請求権者が被った損害が将来被る損害を含む)が全額弁償されている場合には、別段の事由がない限り、権利濫用の法理によつて抑止されるべきである。
二 令和二年二月八日 第二小法廷判決(裁判官長)
運送会社の従業員(トラック運転手)が就労中に起こした交通事故に関して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った場合にはその金額の全部を一部を会社に請求して償還するとの法廷意見を述べたうえで、大要として内容の補足意見を付した。(「求償権の請求者が大手トラック会社であり、請求者が専任の従業員である場合、被害者は支払われた賠償金の大半を負担すべきであり、全額を負担する場合もあるであろう。同規定は、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担に押し付け、同規定に著しい不利益が生じるに對し、多数の運転手を用いて運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発的財務事象とこれに合理的に対応することが可能である。さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である株主の主体は分散投資を行うことによつて自らに負担するリスクを巨額の選別に応じて調整することが可能である。)
三 令和二年九月六日 第二小法廷判決(裁判官長)
業としてタクシーの運転を行うことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする法廷意見を述べたうえで大要として内容の補足意見を付した。(タクシーの運転が医師行為であると見做すことができればタクシーの運転を業として行う者は本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な自動車からタクシーの運転を求むる者も少なくないことを考慮し(公共空間におけるタクシーの露出の可否)について議論を深める余地はあるとしても、タクシーの運転に対する必要とするものを否定すべきは、そのように必要を認めたことには、社会的に強制的に作り出すような法解釈を行うことは権利の最大化という立法の理念に反している。)
四 その他の主要な裁判
参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一月十八日大法廷判決及び問われた夫婦同氏制を採用している民法において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

裁判官としての心構え
裁判官が異なる人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のあり方が変わります。司法にはこのような働きがあることを心刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています。

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

青森県選挙管理委員会
〈お問い合わせ先〉
017-734-9076



最高裁判所判事
わたなべ えりこ
昭和三年二月二十七日生

略歴

福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校(当時)を卒業。
昭和五年三月 東北大学法学部卒業
六年四月 司法修習生
六年六月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
七年一月 弁護士登録取消
七年二月 海外法律事務所勤務
同年一月 公正取引委員会事務総局勤務
一〇年九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
一六年四月 慶義塾大学法学部教授
一九年四月 内閣府官民競争入札等監視委員会委員
二四年三月 日本放送協会経営委員、監査委員
元年一月 司法試験考査委員(経済法)
二年九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事
三年七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。
これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。最高裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判所として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠って立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合っており、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて「所懸念」に努力していきたいと考えています。
これまで、弁護士としての職務を果たす上では、女性が否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。依頼者や同僚から信頼される仕事を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう、職務を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁をはじめとして女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった理をなだこの中で現在に至っています。このたび最高裁判所として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎、ささやかですがその一石となるよう励んでいきたいと思っています。



最高裁判所判事
やなぎ なみりょうすけ
昭和三年四月十九日生

略歴

奈良県大和郡山市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五八年四月 判事補任官
東京地裁、広島地裁、最高裁判所、同広報課兼秘書課、神戸地裁で勤務
平成五年四月 判事任官
神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁判所判事、東京地裁判事、東京地裁判事(一部総括)、東京高裁事務局長等を務める。
二三年一月 最高裁入局局長
二六年九月 静岡地裁所長
二八年二月 東京高裁判事(一部総括)
三〇年一月 東京高裁所長
三年二月 大阪高裁判事
三年七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁の判断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の「ひとつの事件について、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合っていくこと」だと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思います。
変化が激しく、価値観の多様化が著しい現代社会においては、判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代にあっても、我が国の社会にこれまでの歩みを正確に認識して将来の在り方をしっかりと見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このように、時間的な広がりや空間的な広がりをも考慮し、幅広い視野を柔軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるように心がけていきたいと思えます。
これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してきました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件についても当事者の方たちの議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちを忘れてはならないと思ってきました。最高裁判所に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やその当時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担う一員として、さらに大きな視点に立つて物事を考えるように努めたいと思っています。好きな言葉として「熟慮」という言葉があります。この言葉の意味する所を、最高裁において、たくさんの方の知恵を出し合って評議を尽くしてまいりたいと思います。



最高裁判所判事
ながみ やすまさ
昭和二年四月一六日生

略歴

東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、同高等学校卒業。
昭和五二年三月 東京大学教養学部教養学科国際関係論分科卒業
同年四月 外務省入省
五年七月 英国オックスフォード大学社会科学部特別ディプロマ取得
同年 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国外務省駐米大使館に勤務
四年三月 内閣法制局参事官補
七年一月 内閣法制局参事官
平成二年八月 内閣法制局第二課長以降、同条約局法規課長、在イギリス大使館参事官として勤務
四年三月 外務省北米局長参事官以降、国際法局参事官、総合外交政策局参事官として勤務
一四年九月 駐オランダ特命全權大使
一九年八月 駐サンフランシスコ総領事
二二年八月 外務省国際法局長
二四年九月 駐オランダ特命全權大使
二五年七月 外務省参事官
二八年七月 駐大韓民国特命全權大使
令和元年一月 駐英国特命全權大使
二年二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和三年六月三日 大民法決定
民法及び商法にある婚姻に際しての夫婦の氏の名に関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制の合理性に関わる事情の変化いかんによっては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組の在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、その仕組にふさわしい解決法であるとした(補足意見付加)。
二 令和三年九月七日 第三小法廷判決
被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実調べをせず完全責任能力を認めた(全員一致)裁判官。

裁判官としての心構え

ひとつの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りがないよう努め、もって、適切な判断に至ることができるよう補助したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個々の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通する課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバル化が社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日の重要な問題の検討も力を注ぐよう、今後とも努力していきたいと思えます。

最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月31日(日) ●投票時間/午前7時～午後8時

ただし、市町村の一部の投票所については、投票時間を変更してありますので、ご注意ください。

国民審査の投票方法

- 投票用紙(うくひす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、氏名の上の欄に「×」を書いてください。
- やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票用紙に○、◎、□、し、◆等を記載するとその投票は無効となります。
- 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
- 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。



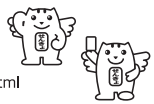
期日前投票

10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時

投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、各市役所・町村役場などで期日前投票をすることができます。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

国民審査の制度や最高裁判所の裁判官の略歴等ははこちらから

(総務省ホームページ)
<http://www.soumu.go.jp/senkyo/kokuminshinsa/index.html>
(最高裁判所の裁判官のホームページ)
<http://www.courts.go.jp/saikosai/about/saibankan/index.html>



令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

青森県選挙管理委員会
〈お問い合わせ先〉
017-734-9076

これからの未来



この手で選べる、

たった一票、
信じてみよう。

青森県出身俳優 駒井 蓮

令和3年 **10/31** (日)

午前 7:00
午後 8:00

期日前投票

10/20(水)～10/30(土)
午前 8:30～午後 8:00

※市町村の一部の投票所では、投票時間を変更していますのでご注意ください。



特設サイトへ
アクセスします

最高裁判所裁判官国民審査 | 投票日

ご来場の際は、
新型コロナウイルス感染症
予防対策にご協力ください。

選挙管理委員会が
実施する感染症対策



手指消毒液の
設置



スタッフの
マスク着用



定期的な
換気



記載台や
鉛筆の消毒

青森県選挙管理委員会・青森県明るい選挙推進協議会

第2 市町村長及び市町村議会議員選挙
(令和3年1月～令和3年12月)

I 市 町 村 長 選 挙

1 大間町長選挙

(1) 選挙期日 令和3年1月17日 (1月12日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

区分	男	女	計
当日有権者数	2,248 人	2,167 人	4,415 人
投票者数	1,660 人	1,742 人	3,402 人
棄権者数	588 人	425 人	1,013 人
投票率	73.84 %	80.39 %	77.06 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
野崎 尚文	男	65	無職	無所属	新	1,766	当
金澤 満春	男	70	大間町長	無所属	現	1,607	落

投票総数 3,402 票 持帰りその他 0 票
 有効投票数 3,373 票 法定得票数 843,250 票
 無効投票数 29 票 供託物没収点 337,300 票
 無効投票率 0.85 %

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.1.17	H33.1.17	H33.1.18	下北郡大間町大字大間字狼丁14番地5	無職	野崎 尚文	S30.11.17
連統 当選回数	1	通算 当選回数	1	1	1	

2 十和田市長選挙

(1) 選挙期日 令和3年1月24日 (1月17日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	24,445 人	27,143 人	51,588 人
投票者数	8,594 人	9,347 人	17,941 人
棄権者数	15,851 人	17,796 人	33,647 人
投票率	35.16 %	34.44 %	34.78 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
小山田 久	男	74	十和田市長	無所属	現	13,918	当
中野渡 旬	男	72	政党役員	日本共産党	新	3,804	落

投票総数 17,941 票 持帰りその他 0 票
 有効投票数 17,722 票 法定得票数 4,430,500 票
 無効投票数 219 票 供託物没収点 1,772,200 票
 無効投票率 1.22 %

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.1.24	H33.1.25	H33.1.25	十和田市元町西二丁目10番35号	十和田市長	小山田 久	S21.10.8
連統 当選回数	4	通算 当選回数	4	4	4	

3 風間浦村長選挙

(1) 選挙期日 令和3年1月31日 (1月26日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
富岡 宏	男	58	風間浦村長	無所属	現	無投票	当

投票総数 票
有効投票数 票
無効投票数 票
無効投票率 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

票 票 票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.2.1	H33.2.1	H33.2.1	下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷26番地12	風間浦村長	富岡 宏	S37.4.27
連選回数	2	2	通算	通算	2	2

4 西目屋村長選挙

(1) 選挙期日 令和3年2月21日 (2月16日告示)
選挙を行うべき事由 公職選挙法第114条の規定による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	540 人	608 人	1,148 人
投票者数	457 人	509 人	966 人
棄権者数	83 人	99 人	182 人
投票率	84.63 %	83.72 %	84.15 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
桑田 豊昭	男	64	農業 <small>自動車修理会社社長</small>	無所属	新	535	当
田村 巖	男	51	無所属	無所属	新	417	落

投票総数 966 票
有効投票数 952 票
無効投票数 14 票
無効投票率 1.45 %

持帰りその他
法定得票数 238,000 票
供託物没収点 95,200 票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.2.21	H33.2.22	H33.2.22	中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平61番地	農業	桑田 豊昭	S32.1.11
連選回数	1	1	通算	通算	1	1

5 つがる市長選挙

(1) 選挙期日 令和3年2月28日 (2月21日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
倉光 弘昭	男	64	農業	無所属	新	無投票	当

投票総数 票
有効投票数 票
無効投票数 票
無効投票率 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

票 票 票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.2.28	H33.2.28	H33.3.1	つがる市木造柴田南内海63番地1	農業	倉光 弘昭	S31.11.8
連選回数	1	1	通算	1	1	

6 東通村長選挙

(1) 選挙期日 令和3年3月14日 (3月9日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	2,756 人	2,575 人	5,331 人
投票者数	2,064 人	2,024 人	4,088 人
棄権者数	692 人	551 人	1,243 人
投票率	74.89 %	78.60 %	76.68 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
畑中 稔朗	男	58	無職	無所属	新	2,077	当
越善 靖夫	男	79	東通村長	無所属	現	1,810	落
橋本 幸雄	男	80	不動産会社社長	無所属	新	169	落

投票総数 4,088 票
有効投票数 4,056 票
無効投票数 32 票
無効投票率 0.78 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

票 0
票 1,014,000
票 405,600

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.3.14	H33.3.14	H33.3.15	むつ市金曲1丁目20番38号	無職	畑中 稔朗	S37.7.14
連選回数	1	1	通算	1	1	

7 中泊町長選挙

(1) 選挙期日 令和3年4月11日 (4月6日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
濱舘 豊光	男	61	中泊町長	無所属	現	無投票	当

投票総数 票 票 票
有効投票数 票 票 票
無効投票数 票 票 票
無効投票率 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.4.12	H33.4.12	H33.4.12	北津軽郡中泊町大字中里字亀山498番地2	中泊町長	濱舘 豊光	S34.10.3
連統 当選回数	2	2	通算 当選回数	2	2	

8 外ヶ浜町長選挙

(1) 選挙期日 令和3年4月18日 (4月13日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	2,456 人	2,743 人	5,199 人
投票者数	1,912 人	2,163 人	4,075 人
棄権者数	544 人	580 人	1,124 人
投票率	77.85 %	78.86 %	78.38 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
山崎 結子	女	39	外ヶ浜町長	無所属	現	2,395	当
宮本 一男	男	64	無職	無所属	新	1,656	落

投票総数 4,075 票 持帰りその他
有効投票数 4,051 票 法定得票数 1,012,750 票
無効投票数 24 票 供託物没収点 405,100 票
無効投票率 0.59 %

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.4.18	H33.4.18	H33.4.19	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田52番地9メゾンかさざき101	外ヶ浜町長	山崎 結子	S56.6.21
連統 当選回数	2	2	通算 当選回数	2	2	

9 七戸町長選挙

(1) 選挙期日 令和3年4月18日 (4月13日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
小又 勉	男	72	農業	無所属	現	無投票	当

投票総数 票
有効投票数 票
無効投票数 票
無効投票率 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

票 票 票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.4.18	H33.4.19	H33.4.19	上北郡七戸町字森ヶ沢18番地	農業	小又 勉	S24.1.2
連選回数	4	4	通算	通算	4	4

10 東北町長選挙

(1) 選挙期日 令和3年4月18日 (4月13日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	7,064 人	7,558 人	14,622 人
投票者数	5,367 人	5,909 人	11,276 人
棄権者数	1,697 人	1,649 人	3,346 人
投票率	75.98 %	78.18 %	77.12 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
長久保 耕治	男	48	農業	無所属	新	6,785.220	当
蛸名 鈺治	男	61	東北町長	無所属	現	4,449.779	落

投票総数 11,276 票
有効投票数 11,208 票
無効投票数 68 票
無効投票率 0.60 %

持帰りその他
法定得票数 2,802.000 票
供託物没収点 1,120.800 票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.4.18	H33.4.19	H33.4.19	上北郡東北町字長久保42番地	農業	長久保 耕治	S47.11.14
連選回数	1	1	通算	通算	1	1

1 1 新郷村長選挙

(1) 選挙期日 令和3年5月16日 (5月11日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
櫻井 雅洋	男	68	新郷村長	無所属	現	無投票	当

投票総数 票
有効投票数 票
無効投票数 票
無効投票率 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

票 票 票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.5.17	H33.5.17	H33.5.17	三戸郡新郷村大字戸来字女ヶ崎9番地	新郷村長	櫻井 雅洋	S27.5.25
連統 当選回数	2	2	通算 当選回数	2	2	

1 2 今別町長選挙

(1) 選挙期日 令和3年10月3日 (9月28日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	1,094 人	1,204 人	2,298 人
投票者数	960 人	1,075 人	2,035 人
棄権者数	134 人	129 人	263 人
投票率	87.75 %	89.29 %	88.56 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
中嶋 久彰	男	66	今別町長	無所属	現	1,046	当
阿部 義治	男	71	無職	無所属	前	972	落

投票総数 2,032 票
有効投票数 2,018 票
無効投票数 14 票
無効投票率 0.69 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

票 3
504.500 票
201.800 票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.10.3	H33.10.4	H33.10.3	東津軽郡今別町大字今別字今別39番地1	今別町長	中嶋 久彰	S30.7.18
連統 当選回数	2	2	通算 当選回数	2	2	

13 蓬田村長選挙

(1) 選挙期日 令和3年10月31日 (10月26日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
久慈 修一	男	71	蓬田村長	無所属	現	無投票	当

投票総数 票 票 票 票
有効投票数 票 票 票 票
無効投票数 票 票 票 票
無効投票率 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.11.1	H33.11.1	H33.11.1	東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元719番地1	蓬田村長	久慈 修一	S25.8.1
連統 当選回数	3	3	通算 当選回数	3	3	

14 八戸市長選挙

(1) 選挙期日 令和3年10月31日 (10月24日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	89,861 人	100,440 人	190,301 人
投票者数	49,845 人	56,428 人	106,273 人
棄権者数	40,016 人	44,012 人	84,028 人
投票率	55.47 %	56.18 %	55.84 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
熊谷 雄一	男	59	学校法人役員	無所属	新	66,857	当
小林 眞	男	71	八戸市長	無所属	現	33,572	落
清水 文雄	男	73	齒科医院院長	無所属	新	4,724	落

投票総数 106,272 票 持帰りその他 1 票
有効投票数 105,153 票 法定得票数 26,288.250 票
無効投票数 1,119 票 供託物没収点 10,515.300 票
無効投票率 1.05 %

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.11.1	H33.11.1	H33.11.1	八戸市南瀬家一丁目24番11号	学校法人役員	熊谷 雄一	S37.9.7
連統 当選回数	1	1	通算 当選回数	1	1	

15 鱒ヶ沢町長選挙

(1) 選挙期日 令和3年12月5日 (11月30日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
平田 衛	男	62	鱒ヶ沢町長	無所属	現	無投票	当

投票総数 票
有効投票数 票
無効投票数 票
無効投票率 %

持帰りその他
法定得票数
供託物没収点

票
票
票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.12.5	H33.12.5	H33.12.6	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜210番地1	鱒ヶ沢町長	平田 衛	S34.11.1
連選回数	2	通算回数	2			

16 階上町長選挙

(1) 選挙期日 令和3年12月19日 (12月14日告示)
選挙を行うべき事由 任期満了による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	5,642 人	5,678 人	11,320 人
投票者数	2,986 人	3,244 人	6,230 人
棄権者数	2,656 人	2,434 人	5,090 人
投票率	52.92 %	57.13 %	55.04 %

(3) 開票結果

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前)元別	得票数	当落
荒谷 憲輝	男	51	会社役員	無所属	新	2,861	当
佐京 孝信	男	65	無職	無所属	新	2,469	落
寅谷 正	男	65	漁業	無所属	新	707	落
北城 義光	男	67	会社員	無所属	新	123	落

投票総数 6,230 票
有効投票数 6,160 票
無効投票数 70 票
無効投票率 1.12 %

持帰りその他
法定得票数 1,540,000 票
供託物没収点 616,000 票

票
0
票

(4) 当選人調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書付与年月日	住所	職業	氏名	生年月日
H33.12.19	H33.12.19	H33.12.20	三戸郡階上町大字道仏字荒谷8番地	会社役員	荒谷 憲輝	S45.4.24
連選回数	1	通算回数	1			

Ⅱ 市町村議会議員選挙

1 大間町議会議員補欠選挙

(1) 選挙期日 令和3年1月17日 (1月12日告示)
選挙を行うべき事由 公職選挙法第113条第3項の規定による

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果 (選挙すべき議員数 1 人)
 投票者数 票 持帰りその他 票 票
 有効投票数 票 法定得票数 票 票
 無効投票数 票 供託物没収点 票
 無効投票率 %

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	得票数	当落
竹内 滋仁	男	61	無職	無所属	無投票	当

2 十和田市議会議員補欠選挙

(1) 選挙期日 令和3年1月24日 (1月17日告示)
選挙を行うべき事由 公職選挙法第113条第3項の規定による

区分	男	女	計
当日有権者数	人	人	人
投票者数	人	人	人
棄権者数	人	人	人
投票率	%	%	%

(3) 開票結果 (選挙すべき議員数 1 人)
 投票者数 票 持帰りその他 票 票
 有効投票数 票 法定得票数 票 票
 無効投票数 票 供託物没収点 票
 無効投票率 %

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	得票数	当落
笹刈 峰尚	男	44	自営業	無所属	無投票	当

3 西目屋村議会議員補欠選挙

(1) 選挙期日 令和3年2月21日 (2月16日告示)
選挙を行うべき事由 公職選挙法第113条第1項の規定による

区	分	男	女	計
当日有権者数		540 人	608 人	1,148 人
投票者数		457 人	509 人	966 人
棄権者数		83 人	99 人	182 人
投票率		84.63 %	83.72 %	84.15 %

(3) 開票結果 (選挙すべき議員数 2 人)

投票総数	966 票	持帰りその他	0 票
有効投票数	955 票	法定得票数	39,791 票
無効投票数	11 票	供託物没収点	15,916 票
無効投票率	1.14 %		

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	得票数	当落
齊藤 晃	男	50	農業	無所属	451,000	当
三上 金一	男	65	無職	無所属	344,000	当
前山 秋雄	男	76	農業	無所属	160,000	落

4 東北町議会議員補欠選挙

(1) 選挙期日 令和3年4月18日 (4月13日告示)
選挙を行うべき事由 公職選挙法第113条第3項の規定による

区	分	男	女	計
当日有権者数		7,064 人	7,558 人	14,622 人
投票者数		5,351 人	5,901 人	11,252 人
棄権者数		1,713 人	1,657 人	3,370 人
投票率		75.75 %	78.08 %	76.95 %

(3) 開票結果 (選挙すべき議員数 1 人)

投票総数	11,252 票	持帰りその他	0 票
有効投票数	10,768 票	法定得票数	168,250 票
無効投票数	484 票	供託物没収点	67,300 票
無効投票率	4.30 %		

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	得票数	当落
大崎 昭子	女	50	飲食業	無所属	4,072,000	当
蛸名 正志	男	60	無職	無所属	3,688,000	落
山田 昭二	男	68	自営業	無所属	3,008,000	落

5 階上町議会議員補欠選挙

(1) 選挙期日 令和3年12月19日 (12月14日告示)
選挙を行うべき事由 公職選挙法第113条第3項の規定による

(2) 投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	5,642 人	5,678 人	11,320 人
投票者数	2,986 人	3,243 人	6,229 人
棄権者数	2,656 人	2,435 人	5,091 人
投票率	52.92 %	57.12 %	55.03 %

(3) 開票結果

(選挙すべき議員数 2 人)

投票総数	6,229 票	持帰りその他	0 票
有効投票数	6,015 票	法定得票数	107,410 票
無効投票数	214 票	供託物没収点	42,964 票
無効投票率	3.44 %		

候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	得票数	当落
畑山 真也	男	46	無職	無所属	2,463,000	当
小坂 正年	男	60	建設業・設計事務所	無所属	2,059,000	当
磯島 富盛	男	73	不動産業	無所属	770,000	落
市川 伊久子	女	71	無職	日本共産党	723,000	落

